

日・EUビジネス・ラウンドテーブル(BRT)提言に対する

日本政府よりのレポート

平成24年3月

注:本レポートの記載内容は、平成23年12月31日時点での状況を踏まえ、作成されている。

目次

ワーキング・パーティーA: 貿易・投資と規制における協力	6
1. 日・EU 関係の強化 (WP-A/#01/EJ to EJ)	6
2. 保護主義と闘うための WTO ドーハ開発アジェンダへの支持 (WP-A/#02/EJ to EJ)	7
3. 新グローバルスタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化 (WP-A/#03/EJ to EJ)	9
(1) 国際基準と認証手続きの採用	9
(2) 国際的特許制度	10
(3) 省エネルギーとラベル表示規制、炭素排出量(削減)計画	11
(4) 認定事業者 (AEO)	12
(5) (6) 新技術 (RFID等) の実用化開発及びサプライチェーンのセキュリティ確保・運用効率向上	13
(7) ICT for Energy Efficiency Forum の支援	14
(8) Codex における国際協調	15
4. 迅速な事業展開の支援 (WP-A/#04/EJ to EJ)	16
(1) 社会保険料	16
(2) 個人情報保護制度	17
5. 気候変動と環境分野における協力 (WP-A/#05/EJ to EJ)	19
(1) エネルギー利用効率を向上させる新技術開発のための協力体制	19
(2) CO2 削減のためのインテグレートド・アプローチ	20
6. ベター・レギュレーションの徹底 (WP-A/#06/EJ to EJ)	21
7. 基準・製品認証の整合化と相互認証: 可能な限りの国際基準受け入れ (WP-A/#07/EJ to EJ)	22
(1) 建設用製品	22
(2) 有機食品	23
(3) 化粧品	24
(4) 鉄道	25
(5) 医療機器	26
(6) 動物用医薬品	28
(7) 自動車	30
(8) 加工食品	32
(9) ラベル表示に関する規制	34
8. サービス分野における自由で開かれた競争の確保 (WP-A/#08/E to J)	35
(1) ファイアウォール規制の緩和	35
(2) 日本郵政	36
9. 外国直接投資の促進 (WP-A/#09/E to J)	37
(1) 課税繰り延べ制度	37
(2) 会社法第821条の見直し	38
(3) 規制改革(金融)	39
(4) 規制改革(医療)	40
10. 模造品・海賊版・密輸品対策 (WP-A/#10/E to J)	41
11. 政府調達 (WP-A/#11/E to J)	42
12. 航空・宇宙・防衛分野 (WP-A/#12/E to J)	43
(1) 宇宙関連の問題	43
(2) 民間航空機市場における対等な競争	44
(3) 防衛産業問題に関するEU・日本間の対話の実施	45

ワーキング・パーティーB: ライフサイエンスとバイオテクノロジー、健康・福祉	46
13. バイオベンチャー活動の強化(WP-B/#01/EJ to EJ)	46
14. 医薬品に関する規制調和及び相互承認協定(MRA)の進展(WP-B/#02/EJ to EJ)	47
15. 健康分野における予防と治療の両立(WP-B/#03/E to JEJ)	48
16. 医療機器の品質管理監査結果に関する日欧の相互承認(WP-B/#04/EJ to EJ)	49
17. 医療機器の製品認可に関する相互承認(WP-B/#05/EJ to EJ)	50
18. 医療機器に関する臨床試験結果の相互承認(WP-B/#06/EJ to EJ)	51
19. 工業バイオテクノロジー分野における日本・EUの協力増進(WP-B/#07/EJ to EJ)	52
20. 有益性のある植物研究に関する産学連携の促進(WP-B/#08/EJ to EJ)	53
21. 健康・医療記録の統合電子データベース化へのグランドデザイン策定(WP-B/#12/EJ to J)	54
22. 日本における社会保障分野での国民共通番号制度(WP-B/#13/EJ to EJ)	55
23. 国際競争力のある新薬薬価制度の完全施行と市場拡大再算定の廃止(WP-B/#14/EJ to J)	56
24. 医薬品医療機器総合機構(PMDA)による審査基準の透明化と審査期間の短縮(WP-B/#15/EJ to J)	57
25. 偽造医薬品への対策(WP-B/#16/EJ to J)	58
26. 植物プロテクション及びバイオテクノロジー研究への支援(WP-B/#17/EJ to J)	59
27. 農業生産高の増加に向けた取り組み(WP-B/#18/EJ to J)	60
28. 動物医薬品に係る承認規制要件の調和と合理化の促進(WP-B/#19/E to EJ)	61
29. 動物医薬品に係る販売許認可及びGMP認証の相互承認(WP-B/#20/E to EJ)	62
30. 日本における医療用ガス(医療用ガスの製造)へのGMP適用(WP-B/#22/E to J)	63
31. 新製品の審査に要する期間の短縮(WP-B/#23/E to J)	64
32. VICH(動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議)ガイドラインの実行(WP-B/#24/E to J)	65
33. 官民一体での、科学的知見に基づくGMOに対する国民理解の促進(WP-B/#25/J to EJ)	66
34. 「新成長戦略」における具体的行動計画の立案と着実な実行(WP-B/#27/J to J)	67
ワーキング・パーティーC: イノベーションと情報通信技術	68
35. 成長戦略とICT戦略の実行(WP-C/#01/EJ to EJ)	68
36. 次世代ブロードバンドネットワークの構築(WP-C/#02/EJ to EJ)	69
37. 社会問題解決に向けたICT利活用(WP-C/#03/EJ to EJ)	71
38. クラウドコンピューティング活用に向けたEU域内及び日本との規制の調和について(WP-C/#04/EJ to EJ)	72
39. 情報通信協定(ITA)の維持・拡大(WP-C/#05/EJ to EJ)	73
40. 貿易円滑化とセキュリティの両立(WP-C/#06/EJ to EJ)	75
41. 21世紀の社会問題に向けたEUと日本の協力(WP-C/#09/EJ to EJ)	76
(1)フラッグシップ・プロジェクトの支援	76
(2)研究・イノベーションに係る対話の設立	77
42. イノベーションに対する継続的な投資(教育、実証実験、政府調達)(WP-C/#10/EJ to EJ)	78
(1)イノベーションを生み出すツールとして政府調達を活用	78
(2)イノベーションに対する投資と人材育成への戦略的な予算割り当て	79

43. 民間部門でのイノベーションを推進させるインセンティブ(WP-C/#11/EJ to EJ)	80
(1)企業に対し好ましい状況を創出	80
(2)製品・サービス商用化のインセンティブ付与	81
(3)研究開発に対する税額控除	82
44. 研究開発インフラストラクチャーへの継続投資(WP-C/#12/EJ to EJ)	83
45. 日欧の地域クラスターのビジネス協力(WP-C/#13/EJ to EJ)	84
46. 航空宇宙における政府主導の協力(民間と防衛)(WP-C/#14/EJ to EJ)	85
47. 航空技術の環境面での問題(WP-C/#15/EJ to EJ)	87
48. 航空認定機関同士の協力(WP-C/#16/EJ to EJ)	88
49. 民間向けの衛星技術(WP-C/#17/EJ to EJ)	89
50. 防衛向け衛星技術(WP-C/#18/EJ to EJ)	90
51. 政府による衛星打ち上げの相互バックアップ(WP-C/#19/EJ to EJ)	91
52. 機密情報の交換と保護(WP-C/#20/EJ to EJ)	92
53. 日本の武器輸出三原則の緩和化(WP-C/#21/EJ to J)	93
54. デモ用に輸入された防衛機器の再輸出の簡易化(WP-C/#22/EJ to J)	94
55. 公共調達における無制限責任条件の排除(WP-C/#23/E to J)	95
56. 衛星打ち上げサービス事業者の認定(WP-C/#24/E to EJ)	96
57. PFIプロジェクトの合法的利用(WP-C/#25/E to EJ)	97
58. 宇宙地上設備市場の開放(WP-C/#26/E to J)	98
59. 防衛機器サービスに関する国際的に認定された調達プロセス(WP-C/#27/E to EJ)	99
60. 契約採択時におけるライフサイクルコストの重視(WP-C/#28/E to EJ)	100
61. 防衛機器の調達における革新的な手法の検討(WP-C/#29/E to J)	101
ワーキング・パーティーD: 金融サービス、会計及び税制	102
62. 金融危機を受けた金融市場改革の進行(WP-D/#01/EJ to EJ)	102
63. 規制改革に際しての留意点(WP-D/#02/EJ to EJ)	104
64. 日EU政府に向けた税制関連の提言(WP-D/#03/EJ to EJ)	106
(1) 基準設定者のガバナンス向上及び会計基準の国際的コンバージェンス	106
(2) 会計基準	107
(3) 金融商品会計の見直し: 売却可能有価証券	108
(4) 退職金給付会社における即時認識強化	109
(5) 収益認識基準	110
(6) リース会計基準	111
(7) IASBの財務諸表表示プロジェクト	112
65. 日EU両政府に向けた税制関連の提言(WP-D/#04/EJ to EJ)	113
(1) 租税条約	113
(2) 企業会計	114
(3) 透明かつ公正な税制	115
(4) 投資資本参加免税制度の導入	116
66. 日本政府に向けた金融サービスに関する提言(WP-D/#05/EJ to J)	117
(1) 日本郵政: 公正な競争条件の確保	117
(2) 銀行による保険販売に関する規制改革	118
(3) 海外事業を扱う関係機関への柔軟な対応	119
67. 日本に向けた会計に関する提言(WP-D/#06/EJ to J)	120
68. 日本に向けた税制関連の提言(WP-D/#07/EJ to J)	121

(1) 移転価格税制	121
(2) 法人税引き下げ	122
(3) 老後のための資産運用及び医療・介護・年金分野の民間保険への税制支援	123
ワーキング・パーティーE: 環境・持続可能な発展	124
69. 自然災害の特定と対策(WP-E/#01/EJ to EJ)	124
70. 自然災害発生時の国際的な支援活動の促進(WP-E/#02/EJ to EJ)	125
71. 福島第一原発事故の客観的な検証(WP-E/#03/EJ to EJ)	126
72. EU・日エネルギー政策のハイレベル協働促進(WP-E/#04/EJ to EJ)	127
73. 世界的な安全基準構築に向けたリーダーシップの発揮(WP-E/#05/EJ to EJ) ..	128
74. 高度な技術を有する独立した安全当局の創設(WP-E/#06/EJ to EJ)	129
75. 再生可能エネルギー分野における開発協力(WP-E/#07/EJ to EJ)	130
76. 研究開発施設への相互アクセス促進(WP-E/#08/EJ to EJ)	131
77. 原子力導入を計画中の開発途上国と安全性及び基準のベストプラクティス共有 (WP-E/#09/EJ to EJ)	132
78. 国際機関による原子力安全の能力開発への融資促進支援(WP-E/#10/EJ to EJ)	133
79. 輸出の公平公正な競争環境の整備(WP-E/#11/EJ to EJ)	134
80. 電気自動車の安全性と充電インフラの国際ハーモニゼーションの促進(WP-E/#12/EJ to EJ)	135
81. 非競争的な蓄電池の共同研究開発(WP-E/#13/EJ to EJ)	136
82. 蓄電池の再利用とリサイクルのベストプラクティス共有(WP-E/#14/EJ to EJ)	137
83. スマートシティ/グリッド・プロジェクトの実証実験促進(WP-E/#15/EJ to EJ)	138
84. 原材料採取の公正な競争環境の整備(WP-E/#16/EJ to EJ)	139
85. ガバナンスへの積極的なコミットメント(WP-E/#17/EJ to EJ)	140
86. EITIの支持と履行の促進(WP-E/#18/EJ to EJ)	141
87. 紛争影響地域における操業又は資源採取に関わる OECD ガイダンス遵守(WP-E/#19/EJ to EJ)	142
88. 商品価格の変動を最小限に抑える取り組みを推進(WP-E/#20/EJ to EJ)	143
89. リサイクルと代替製品の研究開発を支援(WP-E/#21/EJ to EJ)	144
90. 国際的に公平で実効性のある新しい枠組みの構築(WP-E/#22/EJ to EJ)	145
91. 公平且つ透明な手続きによる CO2 排出削減目標の設定(WP-E/#23/EJ to EJ)	146
92. 環境にやさしい技術の移転促進(WP-E/#24/EJ to EJ)	147
93. 省エネ技術及びプロセスの採用促進に向けたインセンティブと法規制の継続的改善 (WP-E/#25/EJ to EJ)	148
94. 温室効果ガスの排出削減に向けた長期的・革新的な研究開発プロジェクト協力 (WP-E/#26/EJ to EJ)	149
(別添)	150

ワーキング・パーティーA: 貿易・投資と規制における協力

1. 日・EU 関係の強化 (WP-A/#01/EJ to EJ)

BRT の提言

日本とEU合わせて、世界の国内総生産(GDP)の 3 分の 1 以上を占め、世界貿易の 22.4%を占めている。しかし、EUの対日輸出額は日本のGDPの 2%にも満たない。これはEUの他の貿易相手国と比べて非常に低い数字である。このことは、EUにとって日本が貿易市場として大きく成長する可能性があることを示している。

現行の 10 カ年行動計画(2001～2011 年)には、日欧規制改革対話のように、両者の事業環境を改善し二国間貿易を発展させることを目的とする、強制力を持たないプログラムがあるが、わずかな成果しか上がっていない。貿易・投資の大きな成長の機会が利用されずに残っているのである。

2010 年の日・EUビジネス・ラウンドテーブルでは、EU・日本間の貿易・投資の野心的な拡大を促進するために、適正な条件が満たされたことに日・EU両政府が合意し次第早急に、バランスのとれた双方に有益な二国間通商協定の交渉を開始するよう提言している。ワーキング・パーティーAは、貿易や投資を阻む障壁を排除するためにも交渉開始を要請する。こうした障壁の排除には、基準・製品認証の整合化、製品認証の相互承認の推進、製品の輸入・販売・使用の申請手続きに関する規則を可能な限り相互承認するなど、貿易上の課題に幅広く取り組む必要がある。この他にも、競争ルール、サービス、調達、投資ルール、知的財産および産業財産の保護、原材料に関する協力などの分野にも取り組むべきである。

現在までの取り組み

2011 年 5 月 28 日にブリュッセルで開催された第 20 回日 EU 首脳協議で、日 EU の両首脳は、2010 年 4 月の前回の定期首脳協議で開始された「共同検討作業」の結論を踏まえ、経済大国である日・EU間の緊密なパートナーシップ、及び市場経済へのコミットメントを再確認しつつ、深くかつ包括的な自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)に係る交渉のためのプロセス(スコーピング作業)を開始することに合意した。関税、非関税、サービス、投資、知的財産権、競争及び政府調達を含む双方の全ての共有された関心事項を取り扱いながら、日 EU・EPA は、貿易及び投資に係る双方の潜在力を活用し、二国間経済関係のみならず包括的な関係の更なる強化を目指している。11 月にカンヌで開催された G20 サミットの中で、両首脳は、交渉の早期開始に向けて、バランスの取れた双方に有益な協定の範囲及び野心のレベルを定めるスコーピング作業を加速させるためのコミットメント及びリーダーシップを確認した。

今後の見通し

日本とEUは、スコーピング作業を成功裡に終了させることを目指している。併行して、EU側は、EPA 交渉のために必要な権限を求める。2012 年前半に開催が予定されている日 EU 首脳協議は、日 EU の経済貿易関係を更に強化することが期待されている。知財対話等の様々な対話は様々な経済上のニーズを踏まえ、経済的パートナーシップを強化する。

2. 保護主義と闘うための WTO ドーハ開発アジェンダへの支持 (WP-A/#02/EJ to EJ)

BRT の提言

世界経済は再び成長しつつあるが、保護主義のリスクは高い状態が続いている。ワーキング・パーティーが懸念しているのは世界の不均衡と通貨の激しい変動であるが、こうした状況のせいで、世界各国は通貨市場への介入実施や、あるいは通貨切り下げという一見したところ伝統的な手法と思える形での資本規制の実施を迫られている。また、消費者物価の高騰により、世界各国は、食料と原材料を確保するために極めて介入主義的な政策をとらざるをえない状況に追い込まれている。そのうえ、輸出規制も増加する一方である。

2010年に韓国で開催されたG20 首脳会議はWTOドーハ・ラウンドに新たな弾みを与え、ジュネーブにおいて専門交渉が再開されている。パルカル・ラミーWTO事務局長は、2011年12月15～17日にジュネーブにおいて次回WTO閣僚会議が開催されることを鑑み、2011年に「最終カウントダウン」を開始するよう要請している。野心的な結論を早急に導き出すために、交渉の行き詰まりを打破しなければならない。

ワーキング・パーティーはEU・日本両政府に対して、両者が共同でさらに野心的な成果を達成するための取り組みを強化するよう提言する。EU・日本両政府は、米国など他のパートナーとともに主要新興国(特にブラジル、インド、中国)と協議し、産業およびサービスに関して、成長を続ける新興国の経済力を反映した市場アクセスが確保されるようにすべきである。これについては、中国、インド、ブラジルなどが世界経済危機の最中にも競争力を高め、貿易市場におけるシェアを拡大してきたことに注意しなくてはならない。市場アクセスの改善は、今後の貿易交渉を待たずドーハ・ラウンドで達成されるべきである。

工業製品に関する合意案(非農業産品市場アクセス(NAMA)に関する2008年12月の文書)は、成長と開発を一層支持するように改善されるべきである。現在の基本合意案(モダリティ)では、新興国のコミットメントは非常に少なく、対象外となっているケースが非常に多い。物品(化学品、機械、電子・電気製品)における関税・非関税に関する具体的な分野別合意、外国株の制限撤廃を含むサービスに関する合意、およびクリーン技術の貿易円滑化に関する合意(再生可能エネルギーや省エネルギー製品が対象。ただし、分野が明確かつ差別のない形で限定できる場合に限る)はいずれも、一層野心的なドーハ・ラウンドの成果の一部とすべきである。日本もEUも、原材料の供給を国外に依存していることを考慮すると、輸出制限に関する規律強化についても賛成を強く主張すべきである。またEUと日本はWTOの枠組み内で並行して行動を起こすことも検討すべきである。貿易円滑化パッケージなどがその一例であろう。野心的かつ拘束力のある貿易円滑化協定なら、先進国と途上国の貿易円滑化や輸出入業者のコスト削減に大いに役立つと考えられる。

現行の多国間政府調達協定(GPA)の主要貿易相手国による改訂においても、EUと日本は、GPA規則の根拠ない適用免除・適用制限の禁止を強く求めるべきである。

現在までの取り組み

ドーハ・ラウンド交渉(DDA)については2010年の横浜 APEC 首脳会議及び G20 ソウルサミットにおける合意を踏まえ、2011年初頭から、2011年内の一括妥結、続いて後発開発途上国(LDC)に対する優遇措置を中心とするパッケージとして、部分合意が目指され、我が国としても交渉に積極的に貢献したが、いずれも合意には至らなかった。かかる経緯を踏まえ WTO 第8回閣僚会議(MC8)においては、交渉が膠着状態に陥り、当面一括妥結の見込みは少ないことを認めつつも、

最終的な一括妥結は断念しないこと及び部分的な先行合意等の「新たなアプローチ」を探求することが合意された。

保護主義抑止については、2011年のG20カンヌサミットやホノルルAPECにおいて、新たな輸出制限を課さないこと等の現状維持(スタンスティル)のコミットメントを再確認するとともに、保護主義の抑止に対する強いメッセージを発出した。MC8においても、一定の政治的メッセージが全加盟国の合意を得て発出された上に、我が国は更に他の有志国と共にG20カンヌサミット最終宣言、APECホノルル宣言並みの強いコミットメントを表明した。

GPA改正交渉については我が国として積極的に交渉に取り組み、MC8の機会における交渉妥結に貢献した。

今後の見通し

DDAについては、WTO第8回閣僚会議での合意に基づき、引き続き積極的な役割を担っていく。また、紛争処理や貿易政策の透明性向上を始めとするWTOの機能の強化に取り組んでいく。

特に、保護主義の抑止については、引き続きWTOを中心とする監視体制の維持・強化に貢献する。

3. 新グローバルスタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化 (WP-A/#03/EJ to EJ)

(1) 国際基準と認証手続きの採用

BRT の提言

ワーキング・パーティーは、両政府に対して、可能な限り製品の国際基準と認証手続きを採用し、基準・製品認証の整合化や製品認証の相互承認を推進し、建築資材、有機製品、化粧品、医療機器、動物用医薬品、自動車、加工食品などの分野における製品の輸入・販売・使用の申請手続きに関する規則を可能な限り相互認証するよう要請する。

現在までの取り組み

WP-A/#07/EJ to EJ(1)～(3)及び(5)～(8)参照。

今後の見通し

WP-A/#07/EJ to EJ(1)～(3)及び(5)～(8)参照。

(2) 国際的特許制度

BRT の提言

ワーキング・パーティーは、国際的に特許制度を調和させること、特許制度を合理化することの重要性を認識している。その実現は、技術革新の促進、コスト削減、法律的な確実性を高めることにつながる。日・EUの関係当局はこの取り組みで主導的な役割を果たすべきである。

現在までの取り組み

日本国特許庁及び欧州特許庁を含む五庁長官会合において、特許制度調和に向けて議論を進めることに合意した。また、日本、米国及び欧州主要国の特許庁並びに欧州特許庁からなるテゲルゼイ会合が開催された。これらにより、特許制度調和の議論が前進することが期待される。

一方、特許審査実務面での合理化のため、日本及び欧州各国の特許庁は特許審査ハイウェイ (PPH) の拡大に努めている。日本、英国、フィンランド、スペインを含む 8 ヶ国の特許庁は、申請の要件を緩和し、対象案件を拡大した「PPH MOTTAINAI」試行プログラムを 2011 年 7 月 15 日から開始した。また、日本特許庁は 2011 年 11 月から中国国家知識産権局との PPH を開始している。

今後の見通し

ユーザとの対話を継続する一方で、WIPO 特許法常設委員会や特許制度調和に関する先進国間の会合、五庁会合等あらゆるフォーラムを通じて特許制度調和への取組の加速化に努める。

また、アセアン諸国等に対しても PPH への参加を提案しつつ、PPH の更なる利用向上に努める。

(3)省エネルギーとラベル表示規制、炭素排出量(削減)計画

BRT の提言

日・EU両政府は、省エネルギーとそれに関連したラベル表示規則、炭素排出量(削減)計画については、問題の性質や、企業および社会全体にとっての重要性を鑑みて、制度の調和に向けて努力すべきである。

現在までの取り組み

- ・ 日本で導入されている「省エネルギーラベリング制度」は主に家庭で使用される製品を対象にしている(現在は18品目が対象)。また、小売事業者によるラベル制度として「小売事業者表示制度」を導入しており、多段階評価等を記載した「統一省エネルギーラベル」を運用している(現在は5品目が対象)。
- ・ 2009 年より、低炭素社会の実現に貢献する観点から、カーボンフットプリント(CFP)制度の試行事業を開始。これまで70以上の商品種別算定ルールを策定し、360製品以上の検証を終えるなど、大きな成果が得られている。

今後の見通し

- ・ 引き続き、「省エネルギーラベリング制度」及び「統一省エネルギーラベル」の対象機器の拡大及び多段階評価基準の見直し等を実施していく。また、ラベルの認知度を高めるために、当該制度に関する広報資料の配布などを行う予定。
- ・ 今後は ISO 等との国際的な制度協調を図りつつ、試行事業の成果を基に制度構築を図り2012年度から民間事業に移行する。また、グローバルな環境負荷削減を効果的に実現するためにも、LCA(Life Cycle Assessment)手法でバリューチェーン全体における削減ポテンシャルを「見える化」していくことも重要な課題と認識しているため、欧州委員会にて検討されている「環境フットプリント」などの国際的な取組に関しても積極的に意見交換をしてまいりたい。

(4) 認定事業者(AEO)

BRT の提言

認定事業者(AEO)の相互承認協定が2010年6月に日本とEUの間で合意されたが、それにとともに、AEOにさらに具体的なメリットが与えられるようにするために、日・EU両政府は規制面で一層の協力を図るよう努めるべきである。例えば、日本で認定事業者の資格を得た事業者については、その子会社はEUでも認定事業者の資格が認められるようにすべきであり、また逆に、EUで認定された事業者の子会社も日本で認定事業者として認められるようにすべきである。

現在までの取り組み

日・EU両政府が規制面で一層の協力を図るため、2011年5月24日に日・EU税関協力合同委員会を開催した。また、同日、日・EU間AEO相互承認の実施を開始し、日・EU双方のAEO事業者の貨物が相手国の税関手続において、相互承認のメリットを受けられるようになってい

今後の見通し

日EUのAEO相互承認については、AEO相互承認実施のフォローアップを行うとともに、日・EU AEO相互承認取決めに基づいて、日・EU税関当局は、AEO事業者に対する更なるベネフィットについて議論することとしている。

(5)(6)新技術(RFID等)の実用化開発及びサプライチェーンのセキュリティ確保・運用効率向上

BRT の提言

・日本・EU両政府は、RFIDや生体認証技術のような新技術の実用化開発における日・EU間の枠組みを確立すべきである。こうした枠組みが確立されれば、日本とEUの企業同士の相互協力が可能になり、協力体制が強化されるとともに、新たな国際標準の推進とその普及につながる。

・日本・EU両政府は、サプライチェーンのセキュリティ確保と運用効率の向上に寄与するモデルとなる、情報通信技術(ICT)利用を普及させるべきである。例えば、RFIDタグ、センサー、生体認証技術、UCR個別貨物識別番号などの技術は、国際サプライチェーンのセキュリティを向上させ、可視性を高めることができる。

現在までの取り組み

2011年6月に開催された「日 EU・ICT 政策対話」における合意に基づき、総務省と欧州委員会が予め共同で研究開発分野を設定し、日本及び外国の研究機関による研究提案に対し研究開発資金を支援する ICT 分野の国際共同研究の実施に向けて、両者間で検討をしているところである。

また、経済産業省では、情報通信技術利用の一例として、グローバルサプライチェーンの最適化を目指し、ITを活用して、国際物流におけるコンテナ貨物の位置情報を容易に把握できる可視化基盤の構築を進めているところである。

今後の見通し

今後も、ICT 分野の国際共同研究の実施に向けて欧州委員会と検討を進める。
また、グローバルサプライチェーンの最適化に関しては電子タグ等を活用した実証実験を実施し、その結果を踏まえたレコメンデーションの策定と国際標準化団体に対する標準ルール設定への協力要請を行う。

(7)ICT for Energy Efficiency Forum の支援

BRT の提言

欧州委員会および日本政府は「ICT for Energy Efficiency Forum (ICT4EEフォーラム)」を支援すべきである。フォーラムに積極的に参加し、成果の宣伝普及に努めて、世界協力を推進すべきである。

現在までの取り組み

ICT4EE Forum は、ITU のパートナーと位置付けられており、ITU-T SG5 は、「ICT による環境への影響評価方法 (ITU-T 研究課題 18)」等について、IEC や ISO を始め、ICT4EE Forum を含めた複数の関連団体と連携して作業を進めている。

日本は、ITU-T SG5 WP3 (ICT と気候変動グループ) 会合へ積極的に参画し、ICT による CO2 排出削減量の評価手法及びベストプラクティスに関する標準化活動に取り組んでいる。また、ITU 環境関連シンポジウム等においても成果について講演を行う等、普及促進に取り組んでいる。

今後の見通し

日本は、引き続き ITU-T SG5 において、ICT による CO2 排出削減量の評価手法及びベストプラクティスに関する標準化活動に取り組んでいく。また、ITU の環境関連シンポジウム等においても成果について講演を行う等、普及促進を行う。これにより、ICT4EE の地球温暖化対策等の活動及び世界の CO2 削減に貢献する所存。

(8) Codex における国際協調

BRT の提言

欧州委員会と日本政府は、特定の健康増進食品・健康機能性食品の定義と基準を設定する Codex (FAO/WHO 合同食品規格委員会) において国際協調が実現されるよう協力すべきである。

現在までの取り組み

日本政府はこれまでも、コーデックス委員会(食品表示部会、栄養・特殊用途食品部会)における食品規格及びその根拠の確立に関する議論等において、国際協調を図りつつ、協力してきたところ。

今後の見通し

引き続きコーデックス委員会における国際協調を図っていく。

4. 迅速な事業展開の支援 (WP-A/#04/EJ to EJ)

(1) 社会保険料

BRT の提言

2010年、日本とEU加盟国の間でさらに協定が締結されたのに続き、現在もさらに複数の協定が検討されていることを、ワーキング・パーティーは歓迎する。しかし、日本およびEU加盟国は社会保障協定のネットワーク拡大のためにさらに努力すべきである。さらに暫定措置として、受入国による片務的な年金掛け金の免除、あるいは帰国時の年金掛け金の全額払い戻しを実施すべきである。

現在までの取り組み

- (a) 我が国は EU 諸国との間で社会保障協定締結の努力を鋭意行っており、既に独、英国、ベルギー、仏、オランダ、チェコ、スペイン及びアイルランドと協定を締結し、イタリアとは署名済みである。さらに、現在、我が国は、社会保障協定の締結に向け、ハンガリー、ルクセンブルク及びスウェーデンとの間で政府間交渉を、スロバキア及びオーストリアとの間で当局間の情報・意見交換を進めているところである。
- (b) 暫定措置については、我が国の年金制度においては、短期滞在の外国人が帰国する場合に、外国人本人が負担した保険料の額などを考慮した額を「脱退一時金」として支給する仕組みを既に設けている。

今後の見通し

我が国は、欧州諸国との更なる協定締結に向け、引き続き交渉、情報・意見交換を行っていく予定。

(2) 個人情報保護制度

BRT の提言

(a) 個々の企業にとって個人情報保護の究極の目的は、信頼できる費用効果の高い個人情報保護システムを、企業グループレベルで導入・実施し、グループ内での国境を超えた自由な情報の流れを確保することだとワーキング・パーティーは考える。この目的達成のためには、各国の法制度がばらばらな法的要件を課してその実現を妨げるのではなく、むしろそれを推進するような法制度が求められる。

日・EU間でそのようなビジネス環境を実現するため、日本政府は、消費者委員会に設置された個人情報保護専門調査会で現在進行中の検討において——この調査会では法律自体の改正が検討される可能性があるが——個人情報保護の国際的側面、とりわけEUの個人情報保護指令 Directive 95/46/ECの下では日本は個人情報保護の十分な水準が確保されていないという問題に十分留意すべきである。そのうえで、日・EU両政府は、上述のEU個人情報保護指令に基づいて、個人情報保護の一定の水準を確保する手続きに、可能な限り早急に着手すべきである。

こうした取り組みと並行して、日・EUの関係当局は、第三国および国際機関との協力強化により、国際的な制度の構築に向けた対話を開始すべきである。制度が構築されたあかつきには、世界の情報保護体制は緊密に連携することとなり、グローバル企業はどれかひとつの保護基準を満たせば個人情報を世界中に転送することができる。

さらに、日・EUの関係当局は、クラウドコンピューティングのアプリケーションやサービスなど新技術の利用をめぐる法的確実性を向上させるべきである。法的確実性が向上することで、現行の情報保護レベルを維持しながらも、新技術の実用化開発を支援し強化することができるものと我々は考える。

(b) さらに、日・EU の関係当局は、クラウドコンピューティングのアプリケーションやサービスなど新技術の利用をめぐる法的確実性を向上させるべきである。法的確実性が向上することで、現行の情報保護レベルを維持しながらも、新技術の実用化開発を支援し強化することができるものと我々は考える。

現在までの取り組み

(a) 日本においては、「個人情報の保護に関する法律」が 2003 年 5 月に成立し、2005 年 4 月に全面施行された。個人情報取扱事業者の義務に関する規定は、日本の実情に照らし、1980 年 OECD ガイドラインにおける 8 原則を具体化したもの。同法に基づく執行権限は、事業分野ごとの所管大臣に委ねられているが、各大臣は個別に定めるガイドラインに基づききめ細かな法の解釈、運用及び適正な執行を行っている。

現在までに、OECD、APEC、EU、ICDPPC(コミッショナー会議)、APPA 等様々な場で進められている国際的な取組を踏まえて、個人情報保護の取組を推進。2008 年 4 月、国際的な取組への対応や消費者の権利利益の一層の保護などを含む個人情報の保護に関する基本方針の一部変更を行った。これに従い、2011 年 12 月には「APEC 越境プライバシーのための協力取決め」に各省庁が参加している。また、各ガイドラインについても、新規の制定や必要な改正を順次行っており、これらの取組を通じて、個人情報の保護が効果的に図られている。

消費者委員会個人情報保護専門調査会は 2011 年 7 月に「個人情報保護専門調査会報告書～

個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題～」を公表し、第2の4国際的な整合性、の項目において、「個人情報保護制度の国際的な整合性については、我が国の法制度に対する国際社会の理解を求めていくとともに、国外で活動する事業者等のニーズも踏まえつつ、協調の在り方を検討する必要がある。」との検討課題を挙げている。

(b)WP-C/#04/EJ to EJ 参照。

今後の見通し

(a)引き続き、各主体において、同法律及び変更された個人情報の保護に関する基本方針(2008年4月25日一部変更)、各省庁のガイドライン等に基づく取組が行われ、法の実効性が担保されることにより、国際的にも十分なレベルの保護が確保されるものとする。なお、同法律については消費者委員会個人情報保護専門調査会において法改正も視野に入れた問題点についての審議が行われ上記「報告書」が消費者委員会に提出されており、消費者委員会は同報告書中の検討課題については何れも重要な課題であり、引き続き検討を進める必要があると認識していると述べている。政府としては今後も消費者委員会の審議を踏まえて対応を行う。

(b)WP-C/#04/EJ to EJ 参照。

5. 気候変動と環境分野における協力(WP-A/#05/EJ to EJ)

(1) エネルギー利用効率を向上させる新技術開発のための協力体制

BRT の提言

地球温暖化は世界規模の問題であり、日本とEU双方にとって政治的に優先順位が高い課題である。資源を節約し、今世紀中の地球温暖化を摂氏2度に抑えるために、今後数十年間、世界はエネルギーの生産・利用方法を大きく変更する必要がある。そのためには、炭素排出量を低減させるさまざまな解決策が必要になる。必要な排出量削減の多くは、家庭・企業・交通機関におけるエネルギーの利用効率を向上させることで実現する必要がある。多くのモノとサービスは、気候変動との闘いを含む環境改善に寄与することができるだけでなく、大きなビジネスチャンスを生み出す可能性がある。日欧の企業は排出量削減に向けた技術開発の最前線に立っている。ワーキング・パーティーは、日本とEUが協力して、こうした技術の発展と市場拡大に努めるべきであると提言する。この取り組みは、例えば、日本とEUが共通の基準や検査手続きを持つことを通じて、あるいは企業相互の協力を促すことによって実施されるべきである。

現在までの取り組み

1970年代の石油危機後、省エネをエネルギー政策の重要な柱に据え、1979年に、省エネに取り組むことを義務づける省エネ法を制定。産業部門を中心に省エネの取組を進めてきた。結果として、我が国のエネルギー効率は世界平均の3倍以上。家庭や工場で使われる電機製品と自動車の省エネに関しては、1999年から目標のみを明示する「トップランナー制度」を導入し、企業間の競争を促すことで、この分野の省エネを大きく進歩させた。

また、2011年11月には、日本とEUを含む関係国で策定を進めてきた、データセンターの省エネ化に関するITU-T勧告が承認された。

今後の見通し

東日本大震災による原発事故を経験した我が国は、エネルギー政策において、安全性の更なる向上と、国民の安心と信頼の確保を前提に、新たな挑戦に取り組んでいる。日本の中長期的なエネルギー構成のあり方について、来年の夏を目途に新しい戦略と計画を打ち出し、大胆なエネルギーシフトを目指す。需要面では、ピーク時の電力需要の抑制を促すとともに、建物や建材などの省エネ基準を見直すなど、省エネ法を一段と強化する。

(2)CO2 削減のためのインテグレートド・アプローチ

BRT の提言

日本とEUの1人当たりのCO2排出量は依然として比較的高いが、地球全体の温暖化ガス排出量に占める割合は着実に低下している。日本もEUも、CO2排出削減に向けて野心的な目標を採択している。例えば、交通分野では、エンジン性能の向上に加えて、道路システムや交通の流れの改善、燃料品質向上、エコドライブ教育の実施、燃費効率の良い車への買い換えに対する政府補助金などの対策も重要である。自動車産業、燃料部門、政策担当者やドライバーなど、関係各方面のCO2削減努力を結集させるインテグレートド・アプローチが、目標達成のために最もバランスのとれた現実的な方法である。ワーキング・パーティ A はこのアプローチを支持し、交通部門と他の部門が協力し、最低限の社会費用で最大限の削減を実現するように努めることを、日・EUの関係当局に対して要請する。

現在までの取り組み

我が国は、CO2削減のための運輸部門の取組として、自動車単体の対策のみならず、次世代自動車の普及促進、充電器等のインフラ整備、高度道路交通システム(ITS)などの交通流対策、燃料対策、エコドライブなど使用方法の改善の対策、物流の効率化、公共交通機関や自転車の利用促進等を実施している。

今後の見通し

このような考え方のもと、日本政府は、今後とも様々な政策を用いて自動車からのCO2削減のための対策を推進していきたいと考えている。

6. ベター・レギュレーションの徹底(WP-A/#06/EJ to EJ)

BRT の提言

ワーキング・パーティは、日本およびEUの政策担当者に対し、既存の規制ならびに今後制定される規制に関して双方が相互理解を深め、貿易障壁を生みだす行動を無意識のうちにとらないようにしなければならないと提言する。日本もEUも、立法作業の年間計画に関する情報をできる限り早い段階で交換し、規制に相違が生じたり新たな貿易障壁が生み出されたりすることが起こらないようにすべきである。さらには、対話を効率的に進めるために、日本とEUは法案の早期警戒システムに合意すべきである。

またEUと日本は、相互の経験から学び、グッド・ガバナンスの共通システムを採用するなど、ベターレギュレーションを推進するための合同戦略を策定しなければならない。現在、日本とEUの企業の見解は規制プロセスにおいて十分検討されているわけではない。透明性、早期段階における市民との協議、影響評価、市民に対する法案や行政措置の開示といった方法に基づくベターレギュレーションは、規制順守や行政負担全体のコスト削減につながる。これは日本およびヨーロッパ経済全体の利益となるだろう。

現在までの取り組み

規制の適切な運営に関しては、従前より各省庁においてステークホルダーの意見を考慮しながら随時検討がなされている。

2007年10月1日より、各行政機関は、規制の事前評価を行うことが法的に義務付けられている。また、総務省は、規制の事前評価の円滑かつ効率的な実施のため、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を同年8月に策定した。以降、総務省は、当該制度が定着し、着実に効果をあげるよう努めている。

このほか、既存の規制・制度の見直しとして、規制・制度改革に関する調査を行うため、2010年3月から行政刷新会議のもとに「規制・制度改革に関する分科会」(以下「分科会」という。)を設置し、規制・制度の所管省庁に対してその所管する規制・制度の見直しを働きかけた。また、2011年9月には、分科会の第3クールの活動を開始し、東日本大震災後の新たな社会経済を構築し、震災以前よりも力強い新しい日本を再生するとの視点から、引き続き規制・制度改革を進めることとしている。

今後の見通し

引き続き各所管省庁で規制の適正な運営を確保していく他、規制・制度改革については、平成2012年6月を目途に、分科会の最終とりまとめを行う予定。

7. 基準・製品認証の整合化と相互認証:可能な限りの国際基準受け入れ(WP-A/#07/EJ to EJ)

(1)建設用製品

BRT の提言

日本政府はEUの関係当局と協力して、すべての建築資材について日本農林規格(JAS規格)／日本工業規格(JIS規格)と欧州規格(EN)をすべて相互承認するよう努力すべきである。また、JAS／JIS規格の認定を求める外国検査機関の認定手続きを効率化すべきである。JAS／JIS規格の中にISO規格への参照を入れるだけでは、プロセスの効率化に十分役立っていない。

現在までの取り組み

JAS/JIS 制度では、外国の機関であっても、必要な書類審査及び現地審査を経ることにより、登録外国認定機関(JAS)／外国登録認証機関(JIS)として登録を受けることが可能となっている。

また、登録に当たっては、国際的にも認められている基準である ISO/IEC ガイド 65 を登録基準に採用しており、特に複雑な登録要件を課しているものではないと考えている。

今後の見通し

必要に応じて関係機関への説明等を行いながら、引き続き適切な制度運用に努めていく所存。

(2)有機食品

BRT の提言

日本政府はEUの関係当局と協力して、有機食品のラベル表示を相互承認するよう努力すべきである。現在、ヨーロッパで有機と認証され、日本国内でJASの要件を満たして有機とラベル表示されている製品は、日本に輸入されるたびに輸出国の大使館から追加の有機証明書を発行してもらう必要がある。ワーキング・パーティーは追加証明書の発行を不要にするよう要請する。

現在までの取り組み

2010年6月、EUは有機JAS制度をEUの有機制度と同等だと承認し、その結果、有機制度に関する日EU間の同等性承認は相互となった。現在は日EU双方が有機製品の信頼性を保つために必要な措置をとっている。現在、我が国は、EUで有機と認証された有機食品の輸入に際し、輸出国大使館の発行する追加的な証明書ではなく、輸出国において有機認証された食品であることを確認するために必要な証明書を求めている。

今後の見通し

有機表示の信頼性確保のため、EUと緊密に協力していきたい。

(3)化粧品

BRT の提言

EUの化粧品メーカーは日本での事業拡大を常に困難に感じている。これは日・EU間での原材料基準や認められる効能の違い、また日本特有の「医薬部外品」に関する承認手続きによるものである。ワーキング・パーティーが要請するのは、医薬部外品の承認に関する共通規則（認可原材料の開示、標準的な申請期間）、効能表現や広告に関する共通規則、使用が認められる原材料の共通ポジティブリスト、動物実験の代替案に関する共同基準、これらの確立である。

現在までの取り組み

医薬部外品である薬用化粧品に関しては、有効成分リスト、添加物リストを作成し公表してきた。化粧品の効能等については、2011年7月21日付けで「乾燥による小ジワを目立たなくする。」を追加し、56項目の効能範囲とした。

また、医薬部外品の承認審査の迅速化等の方策については、厚生労働省、審査機関である医薬品医療機器総合機構及び業界と定期的な意見交換会を行っているところである。

動物実験代替法については、OECDにより採用されている代替法のみならず、ICATM（International Cooperation on Alternative Test Methods）の枠組みによる欧州、米国、カナダ、韓国の各評価機関との協力の下、JaCVAM（Japanese Center for the Validation of Alternative Methods）が検証した試験法を受け入れている。

今後の見通し

薬用化粧品については、承認審査の透明化、迅速化等を目的として、引き続き、定期的に意見交換会を実施していく。

また、OECDにより採用されていない動物実験代替法について、適切なデータを付した具体的な要望がある場合には、JaCVAMの活動等を通じ、我が国として評価、対応を検討したいと考えている。

(4) 鉄道

BRT の提言

日本の鉄道の3分の2はJR各社によって運営されており、残りの3分の1は80以上にのぼる私鉄各社によって運営されている。このことからJRの試験と承認基準が鉄道資材を日本に輸出するうえでの事実上の要件となっている。EUと日本の基準に大差はなく、EUの調査機関によって収集されたデータは日本でも妥当性を有するにもかかわらず、日本市場への輸出に際しては、同様の試験を再び行うことが求められる。これによりEU製品のコストは上がり、日本製品に対する競争力を弱めている。日本政府とEU関係当局は協力して、鉄道資材に関してEU機関による試験データと認証は日本国内でも有効とする(またその逆も同様)仕組みを構築すべきである。

現在までの取り組み

- ① 「JR の試験と承認基準が鉄道資材を日本に輸出する上で事実上の要件となっている」とのご指摘については、鉄道事業者と輸出者の間の商業取引に関わる事柄であるが、いずれにしても、鉄道の安全基準は各国の輸送の実情や事故等を踏まえ整備されてきており、その担保の方策については日EU間で相違がありうる。
- ② また、本件については、2011年10月、日EU政府における鉄道当局間の専門家会合及び日EU鉄道関係企業間の会合を行い、相互理解を深めた。特に、日EU鉄道関係企業間の会合については、JR7社、東京メトロ、欧州鉄道産業連盟(UNIFE)、欧州ビジネス協会(EBC)が出席し、UNIFEより大変有意義であったとの評価を得た。

今後の見通し

- ① 標準化活動の分野について、日本は新設の鉄道国際規格センターを中心に、従来からのJISC-CEN/CENELEC情報交換会等による欧州との定期的な情報交換、ISO/IEC等の国際規格開発への積極的な協力を通じて試験方法等を含むJIS規格との調和等を推進することとしている。
- ② 今後も、日EU間の相互理解を深めるための専門家・鉄道関係企業間の対話については、その促進について、EU側と議論したい。

(5) 医療機器

BRT の提言

コストが高く厄介な承認プロセスのせいで、EUの医療機器の日本への輸出は限られたものとなっている。EUの医療機器メーカーの開発コストは、日本当局からの追加的臨床試験の要求によって増加する。日本の行き過ぎた基準と規制要件は、日本で医療機器の導入が遅れる「デバイス・ラグ」を生んでいるだけでなく、日本の不十分な診療報酬システムとも相まって、欧米で承認されている医療機器の約半数が日本で承認されていない「デバイス・ギャップ」をも生み出している。ワーキング・パーティーは日本政府に対し、医療機器分野の規制プロセスを簡素化し、EUの規制と調査させる努力を強めていくよう要請する。日本は、革新的な新製品をヘルスケアの国内市場に導入するのにかかる時間とコストを削減し、日本の規制を国際水準と一致させる必要がある。

したがって、日本政府には、特に以下の措置を講じることによって、より効率的な製品承認プロセスを確立することが求められる。

- a) 医療機器の認証プロセスを短縮する。外国臨床試験データの受け入れを進め、「医療機器の臨床試験の実施の基準 (Good Clinical Practice: GCP)」と「医療機器の製造管理および品質管理の基準 (Quality Management System: QMS)」の要件を国際基準と調和させる。当面の対策としてワーキング・パーティーが両政府に提言するのは、ISO 14155:2003 (及びその後続修正基準) と日本のGCPは、原則としてすべての医療機器臨床試験について相互受け入れ可能な基準であると公式に承認すること、そして、日本の責任当局 (医薬品医療機器総合機構 (PMDA) または第三者試験機関) とEUの認証機関が実施したQMS審査は原則として、どちらの市場で製造販売承認申請を行う場合にも、品質管理基準を満たしていることの証明に十分であると公式に認めることである。
- b) 日本のGCPと医薬品規制調和国際会議 (ICH) で定められたGCPの間の相違を解消する。

現在までの取り組み

1992 年以降、日・EU・米・豪・加の規制当局及び産業界から構成される GHTF (Global Harmonization Task Force) において医療機器分野の規制の整合化について議論が行われている。我が国は 2005 年施行の改正薬事法において、基本要件、クラス分類などの国際整合した規制を導入したところ。また、承認基準、認証基準、品質管理システムの基準などの策定に当たっては国際基準である ISO、IEC の基準を基本的に受け入れている。

外国臨床試験データの受け入れについては、従来より、臨床試験が行われた国又は地域の薬事規制で医療機器の臨床試験の実施基準が定められており、その基準が我が国の医療機器 GCP と同等以上のものであって、当該基準に従って実施された臨床試験及びそれと同等と考えられる臨床試験については、その臨床試験成績を承認申請資料として利用できることとしている。

QMS 調査については、企業の負担を軽減させるため、「いくつかの特定の非関税案件 (いわゆるパラ34プロセス)」の完了を通じ、日本のQMS基準を国際基準 (ISO13485: EUでも採用) に一部を除き整合させた。また、医療機器業界と QMS 調査の改善に関する WG を設置し、品目ごとの QMS 調査の改善、調査権者間の調査結果の相互活用等、より適切な QMS 調査が行えるように、運用の改善を行った。

GCP の運用に関しては各種通知、Q&A により明確化を図っている。「革新的医薬品・医療機器

創出のための5か年戦略」に基づいて、GCPの運用改善の検討を進め、2009年4月に治験審査委員会、治験届、治験機器の交付等に関する治験関係省令等の改正を行い、ICH-GCPとの整合を図っており、日本のGCPは基本的にICH-GCPと整合していると考えている。

今後の見通し

GHTFなどの医療機器規制の国際統合化の議論を行う場において今後とも適切に対応していきたい。

医療機器の審査の迅速化については、2008年12月に「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」を策定し、関係業界の協力を得て、着実な実施に取り組んでいるところである。

海外臨床試験データの活用については、個別の品目の承認申請について事前にPMDAにおいて相談を受け付けているので活用して欲しい。

QMS調査については、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会において、調査を実施する範囲を「品目ごと(一般的名称*[1]又は認証基準ごと*[2])」から更に拡大し、調査を効率化できるように検討している。調査の範囲は、WGで検討中である。

*[1] preferred term(一般的名称)はGMDNの“Preferred term”に相当する範囲を意味する。

*[2] 認証機関が管理医療機器(クラスⅡ)を市販認証するための基準

医療機器規制の国際統合化については、日本とEUだけでなく、米国等も含めて議論する必要がある。したがって、GCPやQMS等の医療機器規制については、国際的な取り組みであるGHTFにおける活動等を通じて、国際的な整合性を図ることとしている。

(6) 動物用医薬品

BRT の提言

EUですでに認可されている動物用医薬品が日本で認可されるには、さらなる厳しい規制と不必要な試験が求められる。その結果コストが上がり、使用可能になるまでに遅れが生じている。こうした現状をふまえて、ワーキング・パーティーは以下のことを提言する。

- a) 日本政府は動物用医薬品の承認手続きを迅速化し、国内規制と国際基準を完全に調和させるため、可能な限りのあらゆる手段を講じるべきである。
- b) 日本、EU両政府は動物用医薬品の市場承認を相互に認めあうよう努力すべきである。これにはまず、「医薬品製造管理および品質管理基準(GMP)」の相互承認の実現が求められる。さらに動物用ワクチンに関する規制の整合化、統一GMP体制下での製品適合性の確保に向けた取り組みが求められる。

現在までの取り組み

日本は動物薬承認の迅速化を図るために VICH への積極的参加協力を継続しており、申請のための不必要な動物試験の繰り返しを減少させている。本年度は4つの VICH ガイドラインの国内施行を準備している。また、2011年11月に開催された第26回 VICH 運営委員会の議長及び VICH ガイドラインの広域国際調和のための非 VICH 国とのコンタクトミーティング運営への協力として、各種公開文書の共同作成、ミーティング資料作成、プレゼンテーションの担当など重要な役割を担い VICH の普及に貢献した。

生物学的製剤にシードロットシステムを施行し、これまでに約100製剤の承認をおこなった。これらの製剤については、製剤の種類やこれまでの安全使用実績等に基づき、国家検定の廃止または部分的廃止措置が執られている。

日本は承認の過程で必須の残留基準に関しても国際基準(Codex MRL)の策定に貢献しており、国内基準として適宜採用されている。このことは、海外の食用動物用医薬品の承認の迅速化にも貢献してきていると考える。

今後の見通し

動物薬の承認に関する国際基準は確立されていない。承認基準については、EU と米国の間にも大きな隔りがある。国際基準の策定には、米国を含む VICH 参加3極間での検討が必須である。特に生物学的製剤に焦点を絞り、米国に他国の生物学的製剤を受け入れさせることを念頭に日本とEUが協力して国際基準策定に向けた取り組みを行っていくべきである。

日本で不足する感染性疾病用の動物用体外診断薬を、EU から導入することを希望している。しかしながら、EU 域内に診断薬の承認制度が整備されておらず、EU 域内で出回っている製剤はその有効性及び品質が公的に評価されていないため、日本での承認には長期間を要する結果となっている。EU 製品の日本での承認速度を速めるために、EU は日本がすでに確立している診断薬の承認基準および管理制度を採用し、EU 域内での施行を推奨する。

動物用医薬品の相互承認に関しては、まずそれが可能な状態かどうかを確認するため、両国

が双方の承認システムの実施状況を理解し合うことが先決である。そのための初期作業として、動物薬事行政担当官のエクステンジ・プログラムの実施の可能性を今後双方が検討してゆくことが有益と思われる。

以上、述べてきたように、GMP 相互承認を現時点で優先課題とするのは不適當であり、適切な課題を設定した上での相互協力が行われるよう示唆する。

(7)自動車

BRTの提言

1998年、日本はアジアの国としては初めて「国連欧州委員会(UN-ECE)1958年車両等の型式認定相互承認協定」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国でUN-ECE規制に沿った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の加盟国での試験を免除されると定めたものである。日本は現在、127のUN-ECE規制のうち40を採択している。したがって日本政府には、UN-ECE規制の採択を更に進め、相互承認がもたらす利益を拡大することでEUと日本双方の自動車輸出業者にかかる規制順守コストを削減することが求められる。

電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池車など新しい駆動技術が開発されている時代にあつて、日本政府はEUと協力し、こうした環境にやさしい新技術の市場へのスムーズな導入を促す、国際的に調和した技術要件の確立に努めるべきである。

諸外国と比較して、日本では自動車の購入と所有に対して非常に高い税金が課されている。2011年度に実施が提案されている自動車税の包括的見直しの一環として、日本政府は以下を実施すべきである。

- 自動車取得税および重量税の撤廃
- 自動車関連の税構造の簡素化、および世界のベストプラクティスに合わせる形でのドライバーにかかる税負担全般の軽減
- 自動車の環境性能を評価する燃費および排気ガスに関して、国際基準と調和した検査基準の早期採択と実施

「軽自動車」に分類される小型車は、法律により最大車長3.4メートル、車幅1.48メートル、車高2メートル、エンジン排気量は660cc以下に制限されている。軽自動車に対しては、自動車関連税や自動車保険料、高速道路通行料が低めに設定されており、車庫に関する要件も緩和されているなど、さまざまな恩恵を受けている。軽自動車が享受しているこうした恩恵を継続させることは時代にそぐわず、軽自動車と、コンパクト車やサブコンパクト車との間の競争は歪められている。これらの小型車は、軽自動車と同様の性能と仕様を有しているにもかかわらず、軽自動車の持つ特典は与えられていないからである。日本政府は課税制度の見直しを行う機会を利用して、財政面でも規制面でも、軽自動車と他の自動車を同等に扱うようにすべきである。

現在までの取り組み

UNECE規則の採用については、国内の安全確保・環境保全を前提としつつ、輸出入のニーズの高い乗用車の規則を中心に、その採用を進めている。乗用車については、排ガス等の項目を除き採用済み(新車の乗用車に関連する45規則のうち31規則を採用済み)である。

規則の改正は、国連欧州経済委員会自動車基準調和フォーラム(UNECE/WP29)において日EU協力して進めている「国際的な車両型式認証の相互承認制度(IWVTA)」の実現に向けた基盤整備活動の一環として、進めていくこととしており、日本としても積極的に貢献してきている。

環境に優しい新技術に関しては、2011年11月に開催されたUNECE/WP29第155回会合において、リチウムイオンバッテリーの安全性等の電気自動車に関する国際的な統一基準の検討等を行う新たな体制を整備することを日本・米国・EUが共同で提案し、参加国間で合意されたところ。

自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした2012年度税制改正における我が国与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり

方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行うこととなった。なお、税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

自動車の燃費及び排気ガス測定法については、現在、各国の交通事情を反映する「乗用車の燃費・排ガスの国際調和試験方法(WLTP)」を策定し、試験データを相互に受け入れ合うべく、日欧の主導のもと、インドなど発展途上国を巻き込みつつ、UNECE/WP29において検討を進めてきている。

軽自動車取得の財政上のインセンティブは、狭い国土に人口が密集する地理的特性等、我が国固有の事情を考慮し、社会的な政策として設けられたものであり、これらの措置を必要性は今なお厳然と存在する。更には、これらのインセンティブは、日々の生活のために自動車を必要とする地方在住の住民の自動車取得を容易にしており、大きな社会面での恩恵をもたらしている。

なお、軽自動車について、自動車の安全・環境基準に関しては、他の自動車と同様となっている。

今後の見通し

新車の乗用車に関連する規則のうち未採用の規則については、UNECE/WP29 で進められている「国際的な車両整備認証の相互承認制度(IWVTA)」や「乗用車の燃費・排ガスの国際調和試験方法(WLTP)」等と整合する形で、当該規則について必要な改正を行った上で、着実に採用していくこととしている。

環境に優しい新技術に関しては、自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、電気自動車に関連する国際的に調和した技術要件の検討を日本・米国・EU が協力して促進することとしている。

税制改正全般の立場に関しては、上記「現在までの取り組み」を参照。

燃費及び排気ガスの国際基準については、予定通り、2013年までにWLTPを策定すべく、今後取り組みを加速する。

軽自動車については、上記「現在までの取り組み」を参照。

(8)加工食品

BRT の提言

加工食品に関しては、日・EU間の異なる基準と技術要件、それに輸入に関わる厄介な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本で使用が認められている食品添加物の種類が限られており、日・EU間に統一の基準がないことも、コストの上昇をまねき、EU輸出業者がスケールメリットを生かせていない原因である。また日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めていないため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を押し進めることによって、EU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。

a) 日付表示、ラベル表示、栄養基準について、日本の基準と国際基準を調和させる。

b) 認可食品添加物の種類を大幅に増やし、さらに承認プロセスも迅速化する。

食品添加物の適合評価の相互承認を実現させ、似かよった評価を繰り返すことによるコストを削減する。

現在までの取り組み

(上記 (a)について)

日本における食品の期限表示、栄養成分表示等を含む表示制度については、平成7年に、国際規格(包装食品の表示に関するコーデックス一般規格)との整合性を図る等の理由から、製造年月日の表示が、期限表示に変更されたように、コーデックス等の、国際的な統一規格に基づき規定しているところであり、国際基準との整合性は取られているものと考えている。

(上記 (b)、(c)について)

我が国では、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがないものと定める場合を除き、食品添加物の使用等が禁止されている。この食品添加物の指定手続きは、原則として、事業者等からの要請に基づいて行うこととしており、このような取扱いがEUにおいても同様であると理解している。

EU が懸念している指定手続きの迅速化については、これまで、リスク評価機関である食品安全委員会と緊密に連携し、評価依頼を行うまでの時間や評価に係る時間の短縮を図る等、指定手続きを迅速に進めるよう対応を図っているところである。

他方、2002年より、国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物46品目(香料を除く。)については、EUからの指摘品目も含め、国が主体的に指定等を進めている。これら品目のうち、評価依頼手続きの終了していなかった9品目については2011年4月の閣議決定に基づき、食品安全委員会に評価依頼を終え、すべての品目について評価依頼の手続きを終了した。現在、31品目は食品添加物としての指定を終えており、残る未指定の添加物15品目のうち1品目については厚生労働省において、審議会での審議を開始し、指定に向けた手続きを進めているところである。その他の14品目については、すでに食品安全委員会に評価依頼中である。そのうち、2品目については厚生労働省は、食品安全委員会から要求された評価資料を提出し、食品安全委員会において評価中である。12品目については、厚生労働省は評価資料の提出に向け、食品安全委員会事務局と相談しつつ準備を進めているところである。

今後の見通し

(上記 (a)について)

引き続き国際基準との整合性をとりつつ制度運営を行っていく。

(上記 (b)、(c)について)

厚生労働省としては、今後もこれまで実施してきた指定手続きを迅速に進めるための対応を継続することとしている。

現在、国が主体となって指定等の検討を進めている食品添加物 46 品目(香料を除く。)については、2002 年当時、①JECFA で国際的に安全性が確認され、かつ、②米国及び EU 諸国等で汎用されている食品添加物に該当し、国際的に汎用されている品目として、EU 及び米国を含めた諸外国の意見も聴取してリスト化したものであり、これらの品目の指定により、国際的に必要性が高い品目はほぼカバーできているものと考えている。

従って、これらの対応は、食品添加物の国際的な整合化を図るための特別な対応であり、2002 年以降に JECFA での評価を受けたもの、又は 2002 年以降に EU 又は米国等で新たに使用が認められたものについては、EU、米国等での取扱いと同様、事業者等からの要請に基づいて指定の手続きを進めることとしている。

(9)ラベル表示に関する規制

BRTの提言

「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主基準である「表示規定」により、日本で販売される家庭用品の表示方法は、極めて細かく規定されている。日本政府は明確な命令を発して、小売業者にフレキシブルな選択肢を与えるべきである。それによって小売業者は製品の質と安全性に全責任を負う一方、日本の消費者に世界各地から製品を供給できるようになる。しかし定規なラベル表示制度がEU企業に大きなコストをもたらす単純な例としては、家具の寸法表示が挙げられる。日本に輸出される家具の寸法は、センチではなくミリで表示するよう定められている。メートル法を使用している他の国々ではセンチ表示が一般的であるという事実にかかわらずこのような規則が存在するのである。

現在までの取り組み

家庭用品品質表示法で定められている表示規程は、現在、繊維製品、電気機械器具、合成樹脂製品、雑貨工業品のカテゴリー別に計 90 品目が指定され、消費者に有益な情報提供である最低限の表示事項とその遵守事項を定めたものである。平成 9 年には一律的な表示方法を見直し、文字フォントや取扱い上の注意の表現方法などの弾力化を行った。また、平成 22 年には、海外の日本法人も含めた事業者及び消費者から同法に対する評価と要望把握、さらには海外における品質表示制度の調査を行い、平成 23 年には、調査結果を踏まえつつ表示対象商品、表示内容について、必要に応じ見直すための検討をしているところ。

今後の見通し

消費者保護の重要性の高まりと商品の多様化・複雑化・グローバル化を背景として、家庭用品品質表示法で定める表示の重要性が高まっている。このため、H23 年の検討結果も踏まえつつ表示対象商品、表示内容について必要に応じ見直しを行う。また、引き続き、HP 等を活用し家庭用品品質表示法の海外事業者も含めた事業者への理解増進を図る。

8. サービス分野における自由で開かれた競争の確保(WP-A/#08/E to J)

(1)ファイアウォール規制の緩和

BRT の提言

ワーキング・パーティーは、日本のサービス市場において自由で開かれた競争が欠如しているという問題に日本政府が対処することを要請する。特に、政府は以下の措置を講じるべきである。金融グループの業務統合に対する障害を取り除くこと。特に、ファイアウォール規制の緩和を十分に遂行して、金融グループが日本国内でも海外の場合と同様に、組織を編成できるようにすべきである。

現在までの取り組み

2008年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」及び関連する政令・内閣府令等において、金融機関及び金融グループに対して利益相反管理体制の整備を義務付け、グループ銀行等の優越的地位を濫用した勧誘を禁止した上で、金融グループ内における役職員の兼職規制を撤廃し、グループ内での顧客に関する非公開情報の共有制限を緩和することとし、2009年6月1日に施行された。

また、金融商品取引業者等向け、主要行等向け、中小・地域金融機関向け、保険会社向け等の各監督指針においても、ファイアウォール規制に関する監督上の留意点等を定めるための改正を行い、同日より適用している。

今後の見通し

金融庁は、各金融機関が主体性をもって利用者利便の向上及び利益相反管理体制等の確立に向けた取組を行っているか検証していく。

(2) 日本郵政

BRT の提言

日本政府が郵政改革についてどのような方針を取ろうとも、日本には世界貿易機関(WTO)のルールを順守する義務があり、そのなかには「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」も含まれる。つまり、日本郵政とEU、または日本郵政と他の民間運送会社、銀行、保険会社を対等な競争条件に置くことが必要である。特に、

簡易保険事業については、資本、ソルベンシーマージン、課税、保険契約者保護資金に関して、他の民間保険会社と同じ要件を課すべきである。独占部門からの内部補助を阻止するための競争上のセーフガードが確立されるまで、新商品の導入や保険限度額引き上げなどを含む事業拡大には制限が必要である。また日本郵政は金融庁の管轄下に置かれ続けなければならない。これらの要求は十分に「政府調達に関する協定(GPA)」の範囲内にある。また日本郵政と同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。

日本郵政と民間運送会社には、同じ通関手続きを課すべきである。航空運賃、義務的関税、検疫、安全検査、またはそれらサービスにかかる費用の面で、日本郵政と民間運送会社には公正な競争機会が保障されなければならない。また郵便物の集配に使用される車両に対する駐車違反取締りに関しても、平等な対応がなされなければならない。

現在までの取り組み

郵政改革については、前国会で審議入りした郵政改革関連法案が次期通常国会に向けて継続審議となったところ。同法案においては、郵政事業は、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性に配慮するものとするを基本方針としている。

協同組合による共済は、一定の地域や職域でつながる者による助け合いの組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用し合うという制度であり、広汎な組合員間の相互扶助活動(共同事業、貸付事業、福利厚生等)の一環として行われるものである。このため、このような組織の特徴を踏まえた独自の規制が必要であり、これらの共済事業はそれぞれの所管官庁の監督の下、法律の範囲内で運営されている。よって、民間保険会社と同様に、共済事業者を保険業法の適用下に置くことは適当ではない。

今後の見通し

郵政改革関連法案は、次期通常国会に向けて継続審議となっている。

9. 外国直接投資の促進 (WP-A/#09/E to J)

(1) 課税繰り延べ制度

BRT の提言

日本は世界第2位の経済大国でありながら、日本のGDPに対する対内外国直接投資額は、経済協力開発機構(OECD)加盟国のなかでも最も低い水準にとどまっている。日本政府は外国企業の日本国内への投資を促進するようなビジネス環境を作り出さなければならない。そのために、国内における日本企業同士の株式交換に適用されているのと同様に、国境を超える合併・再編によるキャピタルゲインに対しても課税繰り延べ制度が適用されるべきである。また日本政府は、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が、事前の通知と協議を伴わずに変更されることのないように保証すべきである。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

(2) 会社法第821条の見直し

BRT の提言

これに関連しワーキング・パーティーは、日本政府に対して、日本において支店形態で事業を行う外国企業に対する法的確実性を確保するため、会社法第821条の見直しを含めたあらゆる手段を講じるよう要請する。

現在までの取り組み

擬似外国会社に関する会社法第 821 条は、旧商法から存在した擬似外国会社に関する規律の内容を外国会社にとって有利なものとしたものであり、従前から擬似外国会社に関する規律は存在した(旧商法第 482 条)。したがって、会社法第 821 条によって擬似外国会社についての規制が強化されたかのような指摘は失当である。

日本政府は、会社法第 821 条については、参議院法務委員会の会社法案に係る附帯決議に沿って、その影響を注視してきたところであるが、現段階では、会社法第 821 条により不利益を被ったという具体的な事例に関する苦情申立て等は一切受けておらず、特に見直しを行う予定はない。

今後の見通し

以上のとおり、現段階では、会社法第 821 条により不利益を被ったという具体的な事例に関する苦情申立て等は一切受けておらず、特に見直しを行う予定はない。

(3) 規制改革(金融)

BRT の提言

一般的な投資環境の改善は必須条件だが、さらに外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門のように外国投資に対する形式的障壁がすでに取り除かれている部門では、比較的高水準の外国投資が行われている。逆に外国投資の水準が低いのは、金融と医療の2部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々で事業を行なうよりずっと困難で、そのため、より大規模な事業を展開することではなく、現状の顧客に対応するための最低限の規模にとどまっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合うようにすることが投資を増大させる第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービスに適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資を拡大するうえで大きな役割を果たすであろう。

現在までの取り組み

金融のグローバル化に伴い、規制・監督の国際的な整合性の確保や、グローバルなマーケットの動向の把握が重要となる中、金融行政における大きな課題と位置付けている「ベター・レギュレーション」(より良い規制環境を実現するための金融規制の質的な向上)に向けての当面の具体策の一つとして、海外当局との連携強化を掲げている。これを踏まえ、金融庁としては、監督当局間の協議を主催し、各国金融機関の経営状況等について活発な議論や情報交換を実施するなど、海外当局との連携に積極的に取り組んでいる。

また、監督上の着眼点や監督手法・対応等を規定した「監督指針」においても、国際的に活動する金融機関の監督を行うに当たって、海外当局との連携を図る旨明確化している。

今後の見通し

ベター・レギュレーション及び監督指針に基づき、海外当局と積極的に情報・意見交換を行う等、引き続き、海外当局との連携強化に取り組んでいく。

(4)規制改革(医療)

BRTの提言

一般的な投資環境の改善は必須条件だが、さらに外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門のように外国投資に対する形式的障壁がすでに取り除かれている部門では、比較的高水準の外国投資が行われている。逆に外国投資の水準が低いのは、金融と医療の2部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々で事業を行なうよりずっと困難で、そのため、より大規模な事業を展開することはなく、現状の顧客に対応するための最低限の規模にとどまっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合うようにすることが投資を増大させる第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービスに適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資を拡大するうえで大きな役割を果たすであろう。

現在までの取り組み

日本において医療提供を行う場合は、医療法に基づく必要がある。なお、日本では同法により営利を目的とする者が病院等を開設することを認めていないが、その理由は次の通りである。

(1) 営利目的で経営主体が参入した場合、患者の必要とする医療と株式会社にとって利潤を最大化する医療が一致せず、適正な医療の提供に支障を及ぼすおそれがあると同時に、医療費の高騰を招くおそれがある。

(2) 利益が上がらない場合の撤退により地域の適切な医療の確保に支障が生じるおそれがある。

今後の見通し

関係法令の該当条文について改正の検討は行っていない。

10. 模造品・海賊版・密輸品対策 (WP-A/#10/E to J)

BRT の提言

日本では、個人使用を目的とする場合に限り模造品や海賊版の輸入が認められている。そのため、国外のインターネット・サイト上で販売されている模造品が日本国内へ流入しているが、こうした模造品は日本市場の要求に応じて製造されているものなのである。こうした 2 つの要因のせいで、残念ながら模造品の大規模な取引が行われている。日本政府は、模造品を扱うすべての取引を違法とし、外国の関連当局と協力して、模造品取引のウェブサイトを実際に閉鎖するように努める必要がある。

この他にも、日本の関連当局は、模造品と疑われる商品の情報を真正品の権利保有者が受け取るための手続きの改善・簡素化を進めるべきである。現在、真正品の権利保有者に対しては、取引を停止された製品、最大10品目に関する情報と写真が提供されるにすぎない(10品目が同一製品である場合もこれに該当)。つまり、ほとんどの品目は、真正品の権利保有者自身が税関で確認しなければならないのである。

現在までの取り組み

日本も多くの EU 諸国と同様に、主に商業目的での模倣品・海賊版の輸入を規制しているが、日本に輸入される模倣品・海賊版の多くが中国から輸入されることから、日本政府は中国政府との協力を強化し、インターネット上の模倣品・海賊版対策を着実に進めている。2011 年 8 月、「第 2 回日中インターネットシンポジウム」を開催し、中国の電子商取引サイトと日本の権利者との交流を促進した。2011 年 10 月に開催した第 3 回日中知的財産権ワーキンググループでは、インターネット上の知財侵害対策について協議し、日中間で協力事業を実施していくことで合意した。

我が国では、税関が差止申立てを受理している商標権や著作権等を侵害する物品については簡素化手続きが適用され、権利者による確認の負担を軽減している。なお、認定手続(注)においては、認定手続を行う貨物の数量の多寡にかかわらず、当該貨物の品名や数量等の情報を権利者に通知している。また、権利者の利便性の向上の観点から、差止申立者に対し画像送信を行っており、2009 年 4 月からは距離制限を撤廃するとともに個数制限もそれまでの 5 個から 10 個に緩和した。

(注)認定手続とは、税関が差し止めた貨物が権利を侵害しているか否か決定する手続であり、簡素化手続とは当該認定手続におけるいくつかの工程を省略できるものである。

今後の見通し

2012 年中に第 3 回日中インターネットシンポジウムを開催する。また、中国政府機関のインターネットの取締担当官との交流、模倣品販売サイトに関する情報交流等の協力事業を実施する。

また、今後とも更なる利便性向上のため、画像送信に係る個数制限についてはそのニーズ及び執行の実現可能性も踏まえた上で検討を進める。

11. 政府調達 (WP-A/#11/E toJ)

BRT の提言

日本政府は、政府調達市場への参入をより広く促すための取り組みを一層強めて行かなくてはならない。日本の政府調達市場の80%以上が「政府調達に関する協定(GPA)」の適用外であるとの調査結果が示されている。¹この問題を解決する方法の一つは、一般競争入札の基準額を引き下げることである。現状では、500万SDR(訳注:邦貨換算額7億5,000万円)まで一般競争入札を免除されている事業部門もある。また輸送部門における「業務安全上の条項」の意味をより明確にすることも必要だろう。ワーキング・パーティーは日本政府に対し、すべての入札に関する窓口を一元化し、電子調達の導入も進めていくよう要請する。

現在までの取り組み

我が国の GPA の基準額の中には、他国よりも高い部門もあるが、他国と比較して低い部門もあり、全体としてバランスのとれた市場開放を行っている。

窓口一元化や電子調達等その他の政府調達の事項については、2010年に立ち上げた日EU合同ハイレベル・グループの枠組みで、2011年に引き続き議論された。なお、電子調達については、物品・役務提供等の分野においては、既に各府省で電子入札システムを導入済みである。

今後の見通し

日本政府は上記数字に同意しておらず、我が国政府調達市場は外国企業に対して既に十分な機会を提供しているとの考えである。また、2011年12月15日にWTO政府調達協定(GPA)改正交渉が妥結され、同改正協定の批准・発効により、市場は更に開放されることになる。

¹ Copenhagen Economics, “Assessment of barriers to trade and investment between the EU and Japan”, 2009

12. 航空・宇宙・防衛分野(WP-A/#12/E to J)

(1)宇宙関連の問題

BRT の提言

日本政府は、衛星打ち上げサービスを利用する日本の事業者に対して、打ち上げ契約の締結前に政府の承認を取得するよう求める宇宙活動法の制定を検討している。この法律では、日本政府が承認する信頼性ある打ち上げサービス提供者のみを利用することも求めるだろう。日本政府がこうした法律を制定する場合、公正かつ世界の慣行と一致したものにしよう、我々は要請する。フランスが2008年6月に制定した「宇宙活動に関する法律(Space Operations Act)」とその付則が定める法制度と可能な限り同様のものが望ましい。

日本の宇宙地上用装置の国際調達は、事実上、日本の納入業者それぞれに合わせて細分化されている場合が多い。総合的なシステムのほうが費用対効果は高く信頼性もあるため、これを除外すべきではない。

(a) 宇宙活動法における打ち上げ契約の事業者の承認について

現在までの取り組み

宇宙基本法に基づき、現在宇宙活動に関する規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関し所要の法整備を行うための検討を行っているところ。なお、宇宙活動に関する法制検討WGが、中間報告書を2010年3月に取りまとめている(下記参照)。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/katudo/bosyu.html>

今後の見通し

引き続き検討を進める。いずれにせよ、国際ルールを踏まえて検討する。

(b) 宇宙地上用装置の国際調達について

現在までの取り組み

調達の範囲はプロジェクトごとで決定する。一般的な方針として、統合されたシステムは除外されない。

今後の見通し

同上。

(2) 民間航空機市場における対等な競争

BRT の提言

EU の大型民間航空機は日本市場におけるプレゼンスが低いが、日本の民間航空機も EU 市場に十分に参入できていない。日本・EU 両政府は、航空機市場における競争を促進し、自国の航空機市場への相手側の参入を相互に促すべきである。顧客の調達決定は競争に基づいてなされるべきであり、競争とは無関係の要因が決定に作用することがあってはならない。顧客、株主、納税者、および社会一般の利益のために、航空機製造業者や他の大手顧客に対しては、納入業者を幅広く分散させるよう促す必要がある。民間航空機の調達決定に対して不当な影響力が及ばないようにするために、航空機業界の協力体制は米国企業に偏重することなく、EU・日本間の協力を大幅に進める必要がある。

現在までの取り組み

航空会社における航空機の購入決定は、各企業の経営判断によるものであり、政府は関与する立場にない。

今後の見通し

政府の立場は前述のとおりであり、今後も航空会社の航空機の購入に関して、政府として航空会社に対して具体的な働きかけを行うことはない。航空機メーカーにおいて航空会社に対してしっかりと営業活動を行うべきである。

(3)防衛産業問題に関するEU・日本間の対話の実施

BRT の提言

EU の防衛産業は非常に競争力の高い製品とサービスを提供しているが、これには最先端技術の移転がともなう場合が多い。また、日本は米国製機器との完全な相互運用性を基本的要件としているが、EU 製品はこうした日本の要件を満たしている。防衛関連の製品とサービスにおいて、EU・日本は相互の協力体制を大幅に拡充できる可能性がある。

(a) 日本 EU 間での防衛産業政策対話実施

現在までの取り組み

特になし。

今後の見通し

防衛産業政策対話に関しては、我が国防衛産業関係省庁と欧州防衛産業庁との間で、今後双方の当局のニーズに応じて開催の調整を行いたい。

(b) 政府職員による EU 防衛産業視察

現在までの取り組み

特になし。

今後の見通し

我が国政府職員によるEU防衛産業の視察については、欧州防衛庁との対話の機会などを利用して実施したいと考えており、視察先の候補等を提案頂きたい。

ワーキング・パーティーB: ライフサイエンスとバイオテクノロジー、健康・福祉
13. バイオベンチャー活動の強化 (WP-B/#01/EJ to EJ)

BRT の提言

日本・EU 双方において、バイオベンチャー活動はさらに強化され、またダイナミックな相互的な統合が行われることが望まれる。日・EUBRT メンバーは、バイオカンファレンスあるいはクラスターセンターの設立等の方策を通じた、バイオベンチャー活動のネットワーク拡大に対する日本・EU 両政府の支援を求める。また、昨今の後退する景気状況を鑑み、バイオベンチャー活動に対する財政支援を求めるものである。

現在までの取り組み

政府は、2010 年 6 月に策定した新成長戦略において、安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品の研究開発を推進している。

そのバイオベンチャー支援の一環として、JETRO を通じ、BIO-Europe において我が国のバイオベンチャーの出展や、現地企業とのビジネス交流を実施するとともに、政府は、現地クラスターとの連携の可能性を探るため、産業界のミッション団の派遣を支援。

さらに、日本国内でも、BioJapan において欧州のバイオクラスター関係者等と我が国のバイオクラスターの交流を実施し、日 EU 間のバイオベンチャー等のネットワーク拡大を支援。

今後の見通し

2011 年と同様に、JETRO 等を通じ、BioJapan や BIO-Europe2012 で現地企業とのビジネス交流を実施し、日 EU 間のバイオベンチャー等のネットワーク拡大につながる支援をする予定。

14. 医薬品に関する規制調和及び相互承認協定(MRA)の進展(WP-B/#02/EJ to EJ)

BRT の提言

製造施設に関する重複した査察を避けるために、日本・EU 間の規制調和及び相互承認協定(MRA)のさらなる拡大を進めるべきである。

現在までの取り組み

医薬品の安全対策については、日米 EU 医薬品規制調和国際会議(ICH)の E2D ガイドライン「承認後の安全性情報の取扱い:緊急報告のための用語の定義と報告の基準」との調和を進めてきている。

ワクチンの臨床開発ガイドラインについては、欧州製薬団体連合会(EFPIA)を含む製薬企業団体の意見を聴き、検討の上発出したところ。

生物学的製剤基準の改正については、EFPIA を含む製薬企業団体とも会合を設け、専門家による検討を行っているところである。

GMP に関する日・EC-MRA については、その進展に向けて欧州委員会(EU Commission)及び欧州医薬品庁(EMA)との意見交換を実施しており、対象国の拡大のほか、対象品目の拡大に向けて検討してきたところである。

今後の見通し

生物学的製剤基準等の改正については、引き続き、必要に応じて、EFPIAを含む製薬企業団体の意見を聴きながら、検討してまいりたい。

GMP の MRA については、対象国及び対象品目の拡大を進めるため、今後も EU Commission 及び EMA との意見交換を続けていくこととしている。

15. 健康分野における予防と治療の両立 (WP-B/#03/E to JEJ)

BRT の提言

予防と治療の両立、例えば、公的支援を視野に入れた予防接種や避妊を含む制度の確立を図るべきである。

現在までの取り組み

予防接種法における定期接種(※)については、ほぼ全ての市町村が、交付税措置に上のせした財政負担を行い、全額公費で実施している。

※結核、ポリオ、ジフテリア、破傷風、百日せき、麻しん、日本脳炎、風しん、インフルエンザ

予防接種法に位置づけられていない子宮頸がん(HPV)予防ワクチン、ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、厚生科学審議会予防接種部会の提言等も踏まえ、第176回臨時国会で成立した補正予算において、これらのワクチンの接種について、地方自治体の取り組みを緊急に促進するための基金事業を創設した。

現在、定期接種で使われている「ポリオ生ワクチン」を、「不活化ポリオワクチン」へ早期に切り替えていくべきと考えている。不活化ポリオワクチンの国内での薬事承認後に、不活化ワクチンが実際に導入される際に、生ワクチンから円滑に切り替えられるよう、「不活化ポリオワクチンの円滑な導入に関する検討会」で検討を行うなど、あらかじめ準備を進めている。

今後の見通し

補正予算で措置した3つのワクチン(子宮頸がん(HPV)予防ワクチン、ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン)を含め、予防接種法の対象となっていない疾病・ワクチンの予防接種法における位置付け等については、現在、厚生科学審議会予防接種部会で議論を行っている。

恒久財源の確保や国と地方の役割分担など、様々な課題があるが、引き続き、予防接種部会における議論を深め、必要な検討を進めてまいりたい。

16. 医療機器の品質管理監査結果に関する日欧の相互承認(WP-B/#04/EJ to EJ)

BRT の提言

医療機器の品質管理結果の監査に関する日本・EU の相互承認の第一段階として、まず、薬事法の ARCD クラス II に該当する製品のような低リスクの医療機器について相互承認を開始すべきである。

現在までの取り組み

QMS 調査については、企業の負担を軽減させるため、「いくつかの特定の非関税案件(いわゆるパラ34プロセス)」の完了を通じ、日本の QMS 基準を国際基準(ISO13485:EU でも採用)に一部を除き整合させた。また、医療機器業界と QMS 調査の改善に関する WG を設置し、品目ごとの QMS 調査の改善、調査権者間の調査結果の相互活用等、より適切な QMS 調査が行えるように、運用の改善を行った。

今後の見通し

QMS 調査については、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会において、調査を実施する範囲を「品目ごと(一般的名称*[1]又は認証基準ごと*[2])」から更に拡大し、調査を効率化できるように検討している。調査の範囲は、WG で検討中である。

*[1] preferred term(一般的名称)は GMDN の“Preferred term”

*[2] 認証機関が管理医療機器(クラス II)を市販認証するための基準

17. 医療機器の製品認可に関する相互承認(WP-B/#05/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と EU 間で、医療機器の製品認可に関する相互承認を導入すべきである。

現在までの取り組み

認証基準、品質管理システムの基準などの策定に当たっては、国際基準である ISO、IEC の基準を基本的に受け入れている。

今後の見通し

医療機器規制の国際統合化については、日本と EU だけでなく、米国等も含めて議論する必要がある。したがって、医療機器規制については、国際的な取り組みである GHTF における活動等を通じて、国際的な整合性を図ることとしている。

18. 医療機器に関する臨床試験結果の相互承認(WP-B/#06/EJ to EJ)

BRT の提言

医療機器開発のための臨床試験について、相互承認を導入すべきである。

現在までの取り組み

外国臨床試験データの受け入れについては、従来より、臨床試験が行われた国又は地域の薬事規制で医療機器の臨床試験の実施基準が定められており、その基準が我が国の医療機器GCPと同等以上のものであって、当該基準に従って実施された臨床試験及びそれと同等と考えられる臨床試験については、その臨床試験成績を承認申請資料として利用できることとしている。

今後の見通し

海外臨床試験データの活用については、個別の品目の承認申請について事前にPMDAにおいて相談を受け付けているので活用して欲しい。

19. 工業バイオテクノロジー分野における日本・EUの協力増進(WP-B/#07/EJ to EJ)

BRT の提言

日本・EU間の協力増進により、バイオベースの経済のグローバル競争力を強化するため、我々は工業バイオテクノロジー分野における活動を強化するいくつかの対策を提案するものである。

- ✓ 農業副産物や廃棄物の利用を促進するための、日本・EU 共通の研究開発プログラム及び戦略の立案・実行
- ✓ バイオマスを基礎とする製品や、持続可能なバイオ燃料を生産するための技術に関する共同開発支援
- ✓ 革新的技術により、バイオベースの製品の市場導入を活性化するための、日本・EU 双方の政策戦略及び立法措置・規制のベンチマーク
- ✓ バイオベースの製品の開発及び利活用の可能性と限界を測定するための、日本・EU 双方における異なる環境モデル地域での立証実験
- ✓ バイオベースの製品やバイオベースポリマーの利活用を推進するための、コンポスト(堆肥化)システムの導入奨励
- ✓ バイオベースの製品のグローバル・デファクト・スタンダードを確立するための、各製品カテゴリーにおける日本・EU 共通の標準・認証制度に関する検討
- ✓ バイオベースの経済に向けた再転換を活性化あるいは支援できる、世界的インセンティブを分析する共同タスクフォースの設置

現在までの取り組み

バイオエネルギーの持続的発展を図ることとして設立された国際バイオエネルギーパートナーシップ(GBEP)において、バイオ燃料の持続可能性に関する科学的な基準と指標の検討が進められており、我が国もEU加盟国の一部を含む各国と4年間の議論を経て、今年5月にバイオ燃料の持続可能性に関する科学的な基準と指標を発表した。

今後の見通し

GBEP等の多国間の枠組みを活用し、バイオ燃料の持続可能性に関する科学的な基準と指標について、評価方法等を作成し、利用する。

20. 有益性のある植物研究に関する産学連携の促進(WP-B/#08/EJ to EJ)

BRT の提言

新たな有益性を持つ植物品種の開発における、国際連携を強化しさらに産学連携を促進すべきである。

〈将来性のある研究テーマ(例)〉

植物成長や収穫量を向上させる遺伝子改良により、様々な条件下においても安定した食糧生産を生み出すことができる。例えば、以下のような研究が考えられる:

- 植物の遺伝子発見と制御ネットワーク研究
- 細胞の成長と植物の発生に関する研究
- 植物の成長促進ホルモンの解明

現在までの取り組み

農林水産省では、2008年4月より5年間の計画で、病虫害抵抗性や低温、乾燥、塩ストレスといった非生物学的ストレスに耐性を示す作物の作出に取り組んでいる。特に乾燥耐性等を付与する DREB 遺伝子を導入したイネやコムギ等の開発については、国際研究機関(IRRI、CIAT、CYMMIT)と共同で実施している。

また、農林水産省と経済産業省は研究資金の提供を通じ、産学連携を推進している。現在、農林水産省においては、DNA マーカー育種等による作物開発、経済産業省においては、高付加価値物質を効率的に生産・蓄積する遺伝子組換え植物の開発等のプログラムにおいて、大学や独立行政法人と民間企業が共同して取り組んでいる。さらに、農林水産省では、2010年4月からは、地域ごとにコーディネーターを配置し、農林水産研究と他産業分野との連携を促進する事業を実施している。

今後の見通し

農林水産省では、2008年4月に立案した計画に則り、研究開発を推進する。特にDREB 遺伝子を導入した遺伝子組換え農作物については、海外の共同研究機関において野外隔離圃場でのストレス耐性評価を引き続き行う。

また、農林水産省と経済産業省は、様々な研究分野において、引き続き産学連携を促進する。

21. 健康・医療記録の統合電子データベース化へのグランドデザイン策定 (WP-B/#12/EJ to J)

BRT の提言

日本の基本的な健康政策として、個人の健康・医療記録の全国横断的な電子統合データベースに関する「グランドデザイン」を策定すべきである。

現在までの取り組み

医薬品等の安全対策の推進の観点から、電子カルテ情報等の医療情報の活用が重要である。このため、日本政府は医療情報の活用方法について検討してきた。2010 年度は、有識者により構成される検討会を実施し、医療情報データベースにおける倫理指針等必要な指針の整備についての提言を得た。

今後の見通し

2010 年度の提言を受けて、日本政府は医療情報データベース基盤整備事業を開始した。現在、医薬品医療機器総合機構(PMDA: Pharmaceuticals and Medical Devices Agency) と協力し、データベースを活用した医薬品の副作用情報の抽出や疫学的検証の枠組みについて検討を行っている。

日本政府は、倫理指針等、医療情報データベース基盤整備事業に必要な指針の内容を確定するとともに、薬剤研究に必要な情報の整理を開始し、国内 10 拠点に構築するための医療情報データベースのアーキテクチャ及び共通フォーマットに関する検討を行う。また、これらの利活用の枠組みに関する調査を開始する。

22. 日本における社会保障分野での国民共通番号制度(WP-B/#13/EJ to EJ)

BRT の提言

社会保障分野において、より良質で公平な公的サービスを提供するため、国民共通番号制度の早期導入に関する超党派の議論を始めるべきである。

現在までの取り組み

番号制度については、昨年 2 月より、本格的な検討を進めて参り、2011 年の 6 月末に、政府・与党社会保障改革検討本部で、これまでの検討結果を踏まえて「社会保障・税番号大綱」として取りまとめ、決定した。「社会保障・税番号大綱」は、これまで進めてきた検討に基づき、具体的に法令その他で措置する制度設計の内容、制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等について、今後の法案策定作業を念頭に政府・与党として方向性を示している。

今後の見通し

今後は、2011 年秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法律の改正法案を国会に提出し、2014 年 6 月、個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付し、2015 年 1 月以降、「番号」を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始する。

23. 国際競争力のある新薬薬価制度の完全施行と市場拡大再算定の廃止(WP-B/#14/EJ to J)

BRT の提言

日本において、製薬産業提案に基づく国際競争力ある新薬薬価制度を完全施行するとともに、市場拡大再算定は廃止すべきである。

さらに現行の市場拡大再算定は、このような革新性を評価する方針に逆行するものであり、このルールの廃止を要望するものである。

現在までの取り組み

新薬薬価制度を引き続き実施するかどうかについては、次期薬価制度改革時に、中医協において、

- (a) 当該加算の財政影響
- (b) 適応外薬等の開発・上市状況
- (c) 後発品の使用状況

などを検証した上で、判断することになっており、現在、中医協薬価専門部会において検討中である。

なお、2011年8月24日開催の部会及び12月14日開催の部会においては、EFPIA 会長から意見陳述が行われた。

市場拡大再算定については、従来から、EFPIA(欧州製薬団体連合会)をはじめとした業界団体などが、新薬開発のインセンティブの低下を招くことを理由として反対していることは承知しているが、医療保険財政が極めて厳しい状況にあるところ、薬価収載時の予測販売金額を大幅に超える場合、伸び率に応じてその薬価を10~25%引き下げるものであり、これは財源が限られている公的保険制度における薬剤費の適切な配分メカニズムとして機能しており、廃止は困難である。

今後の見通し

新薬薬価制度については、今後、「薬価制度改革の取りまとめ」に向け、検証・検討を続けていく予定としている。

市場拡大再算定制度のあり方については、今後とも、欧州を含む業界団体の意見も十分に拝聴しつつ、中医協において議論を継続してまいりたい。

24. 医薬品医療機器総合機構(PMDA)による審査基準の透明化と審査期間の短縮 (WP-B/#15/EJ to J)

BRT の提言

医薬品医療機器総合機構(PMDA)における審査基準、承認プロセスの透明化及び相談業務の一貫化を進め、医薬品及び医療機器の承認審査期間の短縮を図るべきである。

現在までの取り組み

有効で安全な医薬品・医療機器をより早く国民に提供できるよう、審査人員の増員、審査基準の明確化、医薬品医療機器総合機構の体制の整備、承認審査における国際共同治験への対応強化等を進めることにより、承認審査の迅速化等を図っているところ。

医薬品の総審査期間については、平成 21 年度の 19.2 ヶ月と比較して平成 22 年度は 14.7 ヶ月に短縮されており、医療機器の総審査期間については、平成 21 年度は 19.3 ヶ月、平成 22 年度は 20.5 ヶ月で、おおむね 20 ヶ月で推移している。引き続き、承認審査の更なる迅速化と質の向上に努めていくこととしている。

なお、我が国においては、ICH-E5 ガイドラインに基づき、海外臨床試験成績を承認申請資料として活用することを認めているところである。

今後の見通し

引き続き、承認審査の迅速化等に向け、審査・相談体制の充実等の取組を着実に実施してまいりたい。

25. 偽造医薬品への対策(WP-B/#16/EJ to J)

BRT の提言

医薬品の個人輸入は、主に OTC／非償還薬分野において偽造医薬品の流通経路を提供することになり、対策を講ずるべきである。

現在までの取り組み

2006 年設立時から、日本は IMPACT (International Medical Products Anti-Counterfeit Taskforce; 国際偽造医薬品対策タスクフォース)に参加して国際的な取組みに協力してきた。

偽造医薬品を個人輸入することの危険性等に関する注意喚起のために配布用のパンフレットを作成している。また、HP 上には同様な内容を掲載し、偽造医薬品を服用したために発生した健康被害事例についても掲載して注意喚起をしている。

インターネット監視をとおして、違法な広告・販売を行っている違法サイトに対して警告(海外サイト、日本サイト)をすることで、偽造医薬品等の個人輸入サイトからの輸入を規制している。

今後の見通し

今後は関係機関と協力・連携することで、偽造医薬品に関する情報共有及び輸入規制が効果的に実施できる仕組みを構築する予定である。

個人輸入された未承認医薬品等の使用実態をデータベース化して、その情報を公表することにより注意喚起をするとともに、安全対策について充実強化を図るつもりである。

26. 植物プロテクション及びバイオテクノロジー研究への支援(WP-B/#17/EJ to J)

BRT の提言

植物プロテクション及びバイオテクノロジーに関する研究への支援を求める。

現在までの取り組み

農林水産省では、2008 年 4 月より 5 年間の計画で、イネゲノムの解読、重要遺伝子機能の解明等これまでのイネゲノム研究の成果を活用し、国内外の食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する作物の作出に着手している。

具体的には、DNA マーカー育種を用いて、病虫害抵抗性や低温等の環境ストレスに耐性を示すイネの開発に取り組んでいる。また、イネで収量性、登熟性、草丈・草型、開花期等を支配する遺伝子・領域を特定し、その成果を育種に活用して農作物の収量や品質を向上させる研究開発を行っている。

今後の見通し

2008 年 4 月に立案した計画に則り、国内外の食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する作物の開発を推進する。

27. 農業生産高の増加に向けた取り組み (WP-B/#18/EJ to J)

BRT の提言

日本の農業生産高の増加に向けた努力を継続すべきである。

現在までの取り組み

日本政府は、日本の農業生産高の増加に向けて、積極的に取り組んでいる。具体的には、2010年3月に、新たな食料・農業・農村基本計画を策定した。基本計画では、農業・農村の再生、そして食料自給率を2020年度にカロリーベースで50%、生産額ベースで70%に向上させることを目標としている。これらの目標達成に向け、農業者への戸別所得補償制度の実施、安全性や品質といった消費者ニーズに適った生産システムへの転換、農業・農村の6次産業化の促進(自らの生産物を利用して食品加工や小売分野に業務を拡大する農業者の取り組みを促進)等を推進している。

今後の見通し

日本政府としては、今後とも、戸別所得補償制度の実施、安全性や品質消費者ニーズに適った生産システムへの転換、農業・農村の6次産業化等を通じて、農業生産高の増加を図っていく。

28. 動物医薬品に係る承認規制要件の調和と合理化の促進(WP-B/#19/E to EJ)

BRT の提言

動物医薬品の承認規制要件に関する一層の調和及び合理化を進めるべきである。

現在までの取り組み

WP-A/#07(6) 参照。

今後の見通し

WP-A/#07(6) 参照。

29. 動物医薬品に係る販売許認可及び GMP 認証の相互承認 (WP-B/#20/E to EJ)

BRT の提言

日本及び EU での、動物医薬品に関する販売許認可及び GMP 認証の相互承認を求めるものである。

現在までの取り組み

WP-A/#07(6) 参照。

今後の見通し

WP-A/#07(6) 参照。

30. 日本における医療用ガス(医療用ガスの製造)へのGMP適用(WP-B/#22/E to J)

BRT の提言

日本における医療用ガスについて、EU の GMP 基準と調和させるべきである。

現在までの取り組み

日本における医療用ガスに関しては、欧州と製造や流通方法に違いがあることなども踏まえ、PIC/S ガイドラインに対応する、国内のガイドラインの制定を進めているところである。

今後の見通し

今後、PIC/S ガイドラインに対応する、国内のガイドラインの導入を図る。

31. 新製品の審査に要する期間の短縮(WP-B/#23/E to J)

BRT の提言

新製品の承認申請に関する審査期間を短縮することを求める。

現在までの取り組み

食用に供される家畜用の医薬品を承認する場合は、承認に先立ち、農林水産省は食品安全委員会(食品のリスクアセスメント機関)及び厚生労働省(食品のリスクマネジメント機関)に意見を求めることは法律で定められている。

承認に要する時間を短縮するため、両者への諮問は同時並行的に行われている。さらに、EUの懸念を考慮して現在諮問の時期を審査のより早い段階で開始している。

今後の見通し

承認までの時間を短縮するため、申請者にとって理解しやすい承認申請資料の概要書の作成のためのガイドラインを策定するとともに、申請書添付資料の英文邦訳を不必要とする通知を発出した。

32. VICH(動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議)ガイドラインの実行
(WP-B/#24/E to J)

BRT の提言

二重の基準は不要である。

現在までの取り組み

WP-A/#07(6) 参照。

今後の見通し

WP-A/#07(6) 参照。

33. 官民一体での、科学的知見に基づく GMO に対する国民理解の促進 (WP-B/#25/J to EJ)

BRT の提言

GMO の市場受容を実現するため、官民一体となって世界の食糧供給事情とそれに基づく GMO の有用性及び科学的安全性を国民に啓発すべきである。

現在までの取り組み

我が国においては、遺伝子組換え技術の利用にあたっては、国民の間に期待と懸念の両面があることから、組換え農作物への理解を増進するためのコミュニケーション活動や、遺伝子組換え技術及び食品としての安全性に関する情報のホームページへの掲載により、国民への科学的、客観的な情報提供に努めている。

今後の見通し

引き続き、組換え農作物への理解を増進するためのコミュニケーション活動や、遺伝子組換え技術及び食品としての安全性に関する情報のホームページへの掲載により、国民への科学的、客観的な情報提供に努める。

34. 「新成長戦略」における具体的行動計画の立案と着実な実行(WP-B/#27/J to J)

BRT の提言

「新成長戦略」の実現に向けて、LS & BT 分野における研究開発の推進とより早い実用化に向けた新しい戦略を策定すると同時に、当分野に重点をおいた具体的なアクションプランを立案すべきである。

現在までの取り組み

平成 24 年度概算要求においては、新成長戦略を踏まえ、質の高い予算の編成を目指し、総合科学技術会議が中心となり、概算要求前から各省と協力し、昨年度に引き続き、具体的行動計画【AP: Action Plan】を策定した。本年度は、ライフイノベーションについて、達成目標と達成期限を明確化した重点的取組(「ゲノムコホート研究と臨床関連情報の統合による予防法の開発」、「がんの早期診断、治療技術の研究開発」、「高齢者・障がい者の機能代償・自立支援技術開発」に加え、「糖尿病等の生活習慣病の合併症に特化した予防、診断、治療に関する研究開発」、「うつ病、認知症等の精神・神経疾患の診断マーカーの探索及び画像診断法の開発とそれに基づいた発症予防、早期診断、進行遅延」、「再生医療研究開発」、「医薬品、医療機器、再生医療等の新たな医療技術開発を促進するためのレギュラトリーサイエンスの推進」)を示し、効果的・効率的な課題解決型研究開発を推進しているところ。

今後の見通し

本 AP を構成する各施策が AP(ゲノムコホート研究と臨床関連情報の統合による予防法の開発、がんの早期診断、治療技術の研究開発、高齢者・障がい者の機能代償・自立支援技術開発、糖尿病等の生活習慣病の合併症に特化した予防、診断、治療に関する研究開発、うつ病、認知症等の精神・神経疾患の診断マーカーの探索及び画像診断法の開発とそれに基づいた発症予防、早期診断、進行遅延、再生医療研究開発、医薬品、医療機器、再生医療等の新たな医療技術開発を促進するためのレギュラトリーサイエンスの推進)で示したロードマップに沿って着実に実施されるよう、各省の取組を把握するなど PDCA サイクルの徹底を図るとともに、次年度以降の AP の改善や対象施策拡大について今後検討する。なお、新 BT 戦略の策定については、今後、検討が必要である。

ワーキング・パーティーC: イノベーションと情報通信技術
35. 成長戦略とICT戦略の実行(WP-C/#01/EJ to EJ)

BRT の提言

両政府は特定の目標を有する詳細の実行計画を制定し、個々のアクションアイテムの状況を、PDCA サイクルを実行してモニターするべきである。更に ICT 戦略における個々のアクションの進捗報告は WEB サイトで公表されるものとする。

<背景>

BRT は、両政府が ICT の成長に対するエンジンとしての役割を認識し、それぞれの成長戦略と調和するものとして ICT 戦略を取りまとめたことを歓迎する。2010 年 5 月に EU は“デジタルアジェンダ”IT 戦略を、EU の成長戦略 EU2020 のフラッグシップ・プロジェクトの重要なものとして確認した。日本側では、日本政府は新成長戦略を 2010 年 6 月に、新 IT 戦略とその実行計画を 2010 年 5 月と 6 月にそれぞれ公表した。

現在までの取り組み

2010年6月に工程表を作成し、WEBサイト上でも公開している。その工程表に従って担当府省が行った個々の施策の進捗・検討状況のフォロー・評価を行い、2011年8月に工程表の改定を行ったところである。

今後の見通し

工程表に従って担当府省が施策を実行するとともに、高度情報通信技術ネットワーク社会推進戦略本部にて個々の施策の進捗・検討状況のフォロー・評価を行い、工程表を改訂することで、PDCAサイクルを確実に回していく。

36. 次世代ブロードバンドネットワークの構築(WP-C/#02/EJ to EJ)

BRT の提言

- (1) 規制は、投資家に対して必要となる法的な確実性を提供すべきである。それぞれの技術は自らのメリットにより進化することが可能であるべきであり、イノベーションや投資に対する判断は技術に対する規範的な規制により阻害されるべきでない。
- (2) 両政府は、民間部門での投資による展開が困難な地域に対しては、高速の固定・モバイルブロードバンドサービスの提供を奨励するために、産業界に必要な刺激策を提供すべきである。(人口が少ない地域など)
- (3) ICT の利用を促進するために、両政府は教育、ヘルスケア、その他政府サービスを奨励することで次世代ブロードバンドネットワークの社会的恩恵を高めるべきである。
- (4) 最も効率の良い周波数利用を可能にするために、モバイルブロードバンド向けにより幅広い周波数を開放すべきである。更に日本と欧州政府は、規模の経済を確保し消費者向けのサービス価格を低下させるために周波数利用の調和に向け努力すべきである。

現在までの取り組み

- (1) 総務省においては、これまでも情報通信産業における規制の見直しを行う際には、事前に原則公開の審議会等を開催し、パブリックコメント等の手続を経て、その透明性や公平性の確保に努めているところである。また、規制に当たっては様々な技術の別に関係なく中立的であるように努めており、事業者が個々の経営判断の下、様々なサービスを展開可能な競争環境の維持に常に取り組んでいるところである。
- (2) なお、前記のとおり、情報通信産業は原則民間主導で発展すべき分野であるが、条件不利地域等の民間による投資が困難な地域に対しては、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する地方公共団体に対して、事業費の一部を支援しているところ。
- (3) 総務省では、2010年から文部科学省と連携し、教育分野におけるICTの利活用を促進するため、タブレットPCやインタラクティブ・ホワイト・ボード等を使ったネットワーク環境を構築し、学校現場におけるICT面を中心とした課題の実証研究(フューチャースクール推進事業)を行っている。
また、医療分野については、2008年から厚生労働省等と連携し、個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理することを可能とし、地域の保有する医療・健康情報を安全かつ円滑に流通・連携することで継続性ある医療サービスの提供を実現する医療情報連携の仕組み(Electronic Health Record)の確立に向けた実証を行っている。
- (4) 総務省では、今後のワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数確保を踏まえて、2011年9月に「周波数再編アクションプラン」を改定した。
特に携帯電話システムの周波数追加を図るため、700/900MHz帯については、諸外国における周波数の割当状況と整合性を図る観点から、周波数割当方針を見直したところ。

今後の見通し

(1)(2)総務省としては、今後も規制の透明性・公平性確保と技術中立的な規制に基づく競争環境の維持に努めるとともに、ブロードバンド基盤の整備を継続していく。

(3)総務省では、今後とも、関係省庁との連携の下、上述の実証を着実に実施していくことで、ICTの利活用の推進に取り組んでいく。

(4)総務省では、今後、周波数再編アクションプランに基づき、ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数の確保を進める予定。

900MHz帯については、2012年7月25日から携帯電話システムを導入できるよう免許手続きを行うとともに、700MHz帯については、制度整備を進め、早期に周波数の割り当てできるよう取り組む。

37. 社会問題解決に向けたICT利活用(WP-C/#03/EJ to EJ)

BRT の提言

公共部門での ICT 利活用を進めるために、両政府は、ヘルスケア、教育、中央・地方政府などの分野における革新的な ICT プロジェクトに対して予算配分を優先付けるべきである。また法や規制が、先進的な ICT 活用を妨げる分野において緩和をすべきである。

<背景>

次世代ブロードバンドネットワークの恩恵を最大化するために、公共部門は ICT プロジェクトの利用を推進しなければならない。公共部門は民間部門に比べて、ICT の利活用に大きな可能性がある。

これらの ICT 利活用は、新しいサービスを創出し、公共サービス提供の効率を向上させ、我々が直面する複雑な社会課題解決に寄与する。

現在までの取り組み

2011 年 8 月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針を決定した。本対処方針は、電子行政、医療、教育等幅広い分野にまたがっており、関係府省は本対処方針に沿って規制改革の実現に取り組んでいる。

今後の見通し

本対処方針に基づく情報通信技術利活用のための規制・制度改革の進捗状況は、IT 戦略本部企画委員会(座長:情報通信技術担当大臣)を中心にフォローアップされ、IT 戦略本部に報告される。

38. クラウドコンピューティング活用に向けたEU域内及び日本との規制の調和について (WP-C/#04/EJ to EJ)

BRT の提言

- (1) クラウドコンピューティングでは、データポータビリティや相互運用性が、企業が革新的な産業横断的なアプリケーションやサービスを作り上げるために重要であり、両政府はクラウドコンピューティング環境を活用するアプリケーション利用を阻害する規制を見直すべきである。欧州委員会はEU諸国をまたがるシームレスサービスに向けて加盟国の関連機関と調整すべきである。
- (2) プライバシー、データ保護、情報の自由な流通のバランスを取りつつ、越境取引及びEU域内及び日本との国際的なデータ移転を加速させるために、両政府はクラウドコンピューティングに関する対話を開始すべきである。

現在までの取り組み

- (1) クラウドコンピューティングは、ICT の利活用を促進する上で、重要な役割を果たすものであり、我が国も 2010 年 5 月にとりまとめた「スマート・クラウド戦略」に基づき、安心・安全にクラウドサービスを利用するための環境整備などに取り組んでいるところ。例えば、クラウドサービスを提供する基盤(インフラ)であるデータセンターの国内での立地環境の整備のため、短期間での導入が可能とされ世界的に利用が進んでいるコンテナ型データセンターに係る建築基準法、消防法上の取り扱いについて、規制所管省庁による検討を経て、取扱いに係る運用指針を明確化したところ。(2011 年 3 月)
- (2) クラウドコンピューティングは、国境を越えて提供されることから、国際間での情報共有が重要という認識のもと、第 18 回日 EU・ICT 政策対話において、クラウドコンピューティングを議題として取り上げ、議論を行った。(2011 年 6 月ベルギー・ブリュッセル)

今後の見通し

- (1) 引き続き、「スマート・クラウド戦略」に基づき、クラウドコンピューティング環境を活用するアプリケーション利用を促進すべく取組を実施していく。
- (2) 2011 年 6 月に行われた日 EU ICT 政策対話において、「クラウドコンピューティングサービスが社会経済活動の付加価値の増大や更なる効率化に貢献していることを踏まえて将来の協力について協議するため、2012 年春までに実務者会議を開催することで合意」されたことを踏まえ、来年春までに、日 EU 間でのクラウドに関する実務者会議を開催する方向で検討しているところ。

39. 情報通信協定(ITA)の維持・拡大(WP-C/#05/EJ to EJ)

BRT の提言

- (1) 両政府は、現在既に非関税のステータスを持つ製品に加え、追加の電機製品が非関税のステータスを与えられるように、現在の ITA を最も早い機会に見直すべきである。
ITA 対象製品の範囲は、現在および将来の革新的技術発展が製品分類において不確実性をもたらさないように、少なくともチャプター84、85、90 の大部分を含め、可能な限りの幅広い拡大が必要とされている。このような努力は、WTO NAMA 交渉で提案されている電機電子分野イニシアティブにおける交渉の成功と合意によっても実現されうる。課税として再分類された新しい複合技術を用いた ITA 製品の問題に対処するために、EU は WTO のパネルにおける ITA に関する紛争処理の履行を遅延なく 2011 年 6 月末までに実行すべきである。
- (2) ITA や電機電子分野イニシアティブに、より多くの国々による参加を奨励することで、ITA の地理的範囲を拡大すべきである。
- (3) ITA が最新の状態に保たれ技術の進展が反映されるように効率的な仕組みの構築が必要である。(たとえば産業界が政府に対して、最新の技術に関し定期的に説明するフォーラムなど)

現在までの取り組み

IT の技術革新は、新規産業の創出や利便性の向上のみならず、例えばデジタル複合機がオフィスの省スペース化、業務の効率化を促進したように、産業や社会の発展にも貢献している。ITA は、貿易障壁を低減することで、こうした IT 製品の世界的な普及に大きく貢献してきたが、今後もその一翼を担うためには、技術革新に柔軟に対応し、その普及を妨げないことが極めて重要であることは言うまでもない。

ところが、EU はこうした動きに逆行するように、ITA 署名後に技術革新によって新機能が追加された製品や他の機能が融合した製品を ITA の対象外として関税を課してきた。こうした状況を受け、日本政府は、米国及び台湾とともに、デジタル複合機、フラットパネルディスプレイ、セット・トップ・ボックスに関する EU による関税上の取扱いについて、WTO 紛争解決手続に基づきパネルの設置を要請した。パネルによる審議を経て 2010 年 9 月に共同申立国側の主張を認めるパネル報告書が採択され、EU は、2011 年 6 月末までに、パネル報告書に基づく履行措置を執ることとなった(EU は同年 7 月に履行措置を施行)。日本政府は、現在、EU において IT 製品が実際に適切な関税上の取り扱いを受けているかを確認している。

上述の製品以外にも、2008 年、EU 域内の一部の国が突如、一部の電子デバイス(Packaged IGBT device)の関税分類を変更し、ITA の対象外として関税を賦課した。これに対し日本政府は、WCO での議論を通じ関税分類の明確化を図るとともに、EU 及び加盟国政府へ当該措置の改善を求めている。

また、IT 製品の関税分類問題への対応を諮るべく、2010 年 11 月より WTO・ITA 委員会での ITA 対象品目のレビュー等にかかる議論が再開された。2011 年 10 月の公式会合では、関税コードが確定していない品目のうち一部について議論が行われたが、一部途上国の作業未了といった技

術的な問題から、関税コードの確定には至っていない。

これらの動きに加えて、APECにおいても ITA 拡大が議論されてきた。2011 年 9 月の米国主催 ITA ワークショップでは日本政府や産業界もプレゼンテーションを行い、11 月には首脳宣言で APEC エコノミーが ITA 拡大交渉開始についてリーダーシップを発揮していくことが確認された。

今後の見通し

EU が、パネル報告書における判断に基づき、デジタル複合機、フラットパネルディスプレイ、セット・トップ・ボックスに関するパネルの勧告に基づき、適切な関税上の取り扱いを行うことが求められる。また、各国が ITA 製品について適切な関税上の取り扱いを行うよう、WTO・ITA 委員会等様々な機会を通じて働きかけていく。

ITA 拡大については、EU を初め各国との連携を深めつつ、できるかぎり早期の交渉開始を目指す。

また、電気電子分野全体の貿易促進については、WTO・NAMA(非農産品市場アクセス)交渉における電気電子分野の関税撤廃も有益。情報技術製品の技術進歩が著しい中、ITA 対象製品の関税分類の問題を解決する上でも、電気電子製品の関税を一律に撤廃することは非常に効果的。当該分野の関税撤廃の成立に向け、EU の参加は必要不可欠であり、積極的な協力が期待される。

40. 貿易円滑化とセキュリティの両立(WP-C/#06/EJ to EJ)

BRT の提言

両政府は協力して貿易の円滑化とセキュリティ&セーフティの両立化並びに官民オペレーションの効率化を実現するための国際的な制度調和と運用に関し、率先して取り組むべきである。日・EU が積極的なイニシアティブを発揮することにより、貿易の円滑化とセキュリティ、セーフティの両立化を阻害する要因を払拭すべきである。

(1) AEO プログラムの日・EU 間相互承認は締結されたものの、各種セキュリティ規制は強化されたままであるため、それらの規制の解除に向けた要件が検討されるべきである。

(2) セーフティ規制において、企業自らが UL や IEC の様な国際基準を遵守することは勿論であるが、国毎による規制が現在バラバラに遂行されているため、EU と日本は ICAO 等の国際的な標準規制と整合性を持たせる基準の統一化を検討すべきである。

現在までの取り組み

(1) 日・EU 間 AEO 相互承認については、2010 年 6 月に署名し、2011 年 5 月から実施。

(2) WCO(世界税関機構)等の枠組みにおいて、ICAO 等の関係国際機関当局とともに、国際的なセキュリティの調和について議論しているところ。我が国も当該議論に積極的に参画している。

今後の見通し

(1) EU のセキュリティ対策(24 時間ルール等)が、我が国 AEO 事業者について緩和されるよう、関係省庁間で引き続き交渉を継続していくこととしている。

(2) WCO(世界税関機構)等の関係国際機関当局と協力関係を強化。引き続き、専門的な観点から国際的なセキュリティの調和について議論を行う。

41. 21世紀の社会問題に向けたEUと日本の協力 (WP-C/#09/EJ to EJ)

(1) フラッグシップ・プロジェクトの支援

BRT の提言

両政府は、規制緩和や両国からの投資を誘致し産業界の知見を取り入れることで、フラッグシップ・プロジェクトを支援し、共通の社会問題に対するソリューションを革新すべきである。

現在までの取り組み

2010年6月に閣議決定された新成長戦略においては、以下のように明記されている。

1. 地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。具体的には、①我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とする「国際戦略総合特区(仮称)」を設け、我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む。その際、法人税等の措置についても検討を行う。また、②全国で展開する「地域活性化総合特区(仮称)」では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。これら総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される。

(日本語版 45 ページ)

2. 需要を創造するための鍵が、「課題解決型」の国家戦略である。現在の経済社会に山積する新たな課題に正面から向き合い、その処方等を提示することにより、新たな需要と雇用の創造を目指す。この考え方に立ち「新成長戦略」では、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」を成長分野に掲げ、これらを支える基盤として「科学・技術・情報通信」、「雇用・人材」、「金融」に関する戦略を実施する。(日本語版 2 ページ)

今後の見通し

我が国は、新成長戦略の実現に向けて取り組んでいる。

(2) 研究・イノベーションに係る対話の設立

BRT の提言

日本とEUは研究とイノベーション全般を刺激し、研究及びイノベーションを消費者や企業の恩恵としてもたらす最善の方法に関する対話の設立を求める。世界の他の地域からのベストプラクティスを研究し適用することが求められる。(ベンチャーキャピタルをイノベーション向けの投資や起業家が利用可能なものにするなど)

現在までの取り組み

2011年3月、科学技術分野での協力活動の促進を目的とする日 EC 科学技術協力協定が発効し、同年6月の東京での第1回日 EU 科学技術協力合同委員会の際には、低炭素社会・技術、希少元素代替素材等、相互に関心を有する分野における科学技術協力を強化・深化するために議論を行った。

今後の見通し

日 EC 科学技術協力協定下で2011年に新たに開始された共同研究の進捗状況をフォローしつつ、将来的に商業化が見込まれ得る案件を含め、新たな協力の可能性を追求していく。

42. イノベーションに対する継続的な投資(教育、実証実験、政府調達)(WP-C/#10/EJ to EJ)
(1)イノベーションを生み出すツールとして政府調達を活用

BRT の提言

現在の予算制約の元では、公共部門でのより賢い支出を実現するために全ての必要な政策ツールを動員することが重要である。そのため政府調達を、イノベーションを生み出し活用するための道具とすべきである。

現在までの取り組み

特になし。

今後の見通し

政府調達においては、必要なものを調達するという主たる目的に対し、イノベーションを促進するという副次的な目的が優先してはならない。また、公正な競争性・透明性を確保出来るのか、WTO等の国際ルールに整合しているのかという課題もある。今後イノベーション指向型の政府調達手法の導入の可能性については、これらの観点から各国の実施状況を考慮して検討が行われるものと思われる。

(2)イノベーションに対する投資と人材育成への戦略的な予算割り当て

BRTの提言

EUと加盟国、日本は、イノベーションに対する投資、その中でも特に科学技術、エンジニアリング、数学分野における教育と科学技術、研究開発、実証実験分野での有能な人材の育成への戦略的な予算割り当てをすべきである。

現在までの取り組み

科学技術予算の最重点化を図るため、2011年7月に2012年度科学技術重要施策アクションプラン(AP)を策定した。その柱の一つに「基礎研究の振興及び人材育成の強化」があり、文部科学省の「テニュアトラック普及・定着事業」をAP対象施策とした。

また、同趣旨の取組である平成24年(2012)度科学技術関係予算に関する重点施策パッケージでは、優れた研究者を養成することを目的とした「若手研究人材のキャリアパスの整備」及び優れた才能を有している子どもの才能をさらに伸ばすことを目的とした「次代を担う人材の育成」を選定した。

今後の見通し

APや重点施策パッケージを中心に、多様な人材を育成確保する社会を目指し、科学技術を担う人材を育成するための施策に必要な予算が配分されるよう取り組んでいく。

4.3. 民間部門でのイノベーションを推進させるインセンティブ (WP-C/#11/EJ to EJ)

(1) 企業に対し好ましい状況を創出

BRT の提言

成長に対するエンジンとしての民間部門の役割を促すために、政府は国内・外資及び大規模や中小規模の企業に対して、特に技術の進化を反映させるための好ましい状況を作り上げるべきである。

現在までの取り組み

我が国の将来を支える高付加価値の成長分野における投資を強力に後押しするため、研究開発の拠点を整備する事業者に対して積極的な支援を行うこととしている。また、国の主導の下に、将来の産業や雇用を生み出す中長期的な研究開発にしっかりと取り組むため、日本の資源制約やエネルギー・環境制約を克服するための「未来開拓研究」を平成24年度予算により措置した。

さらに、企業の研究開発投資を促進するため、研究開発税制により、税額控除を実施している。

今後の見通し

日本政府は、引き続き、民間部門の研究開発環境の向上及び研究開発投資の拡充を目指し尽力する。

(2) 製品・サービス商用化のインセンティブ付与

BRT の提言

EUと日本の当局は時代遅れの規制や規則を定期的に見直し、規制をEU域内及び日本と調和させ、大きな市場を作り上げることで起業家が新製品やサービスを商用化するインセンティブを与えるべきである。

現在までの取り組み

日EU規制改革対話で、EU及び日本の規制の調和を図ってきたところ。

今後の見通し

今後も、これまでと同様の取組を推進していく。

(3) 研究開発に対する税額控除

BRT の提言

研究開発に対する税額控除は、民間部門の研究開発投資を奨励させるために拡大されるべきである。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正先般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

44. 研究開発インフラストラクチャーへの継続投資(WP-C/#12/EJ to EJ)

BRT の提言

我々はEUと日本に対して国立研究所や大学でのR&Dインフラストラクチャーへの継続的な投資を提言する。

現在までの取り組み

我が国では研究開発インフラストラクチャーへの継続的投資の重要性を認識しており、ICT分野では以下のような具体的事例がある。

独立行政法人情報通信研究機構(NICT)では、実証・評価を通じて新世代ネットワークのシステム技術基盤を確立すること等を目的とし、新世代ネットワークの実現に不可欠な要素技術を統合した大規模な試験ネットワークとしてJGN-X(Japan Gigabit Network extreme)を運用している。

JGN-Xは、海外の研究ネットワークと接続しており、欧州を含む海外の研究機関との新世代ネットワーク技術やアプリケーション技術の研究開発・実証実験に利用されている。

今後の見通し

研究開発インフラストラクチャーへの投資を継続する意図がある。

45. 日欧の地域クラスターのビジネス協力(WP-C/#13/EJ to EJ)

BRT の提言

欧州と日本の地域クラスター間でのビジネス協力強化

現在までの取り組み

産業クラスター政策は、2001 年度から我が国産業の国際競争力を強化するとともに、地域経済の活性化に資するため、全国各地に企業、大学等が産学官連携、産産・異業種連携の広域的なネットワークを形成し、知的資源等の相互活用によって、地域を中心として新産業・新事業を創出される状態の形成を推進してきました。

現在、民間や自治体等が中心となった地域主導型のクラスターとして活動を進められています。

今後の見通し

今後、日本と EU 諸国のクラスター間の連携により、ビジネスレベルの国際的な交流・協力がより一層進むことが期待されています。

4.6. 航空宇宙における政府主導の協力(民間と防衛)(WP-C/#14/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と欧州の当局は、政府の資金により民間と防衛の双方で航空、宇宙に関する日欧間の産業協力の規模を大幅に拡大させる動きを加速させるべきである。

現在までの取り組み

- (1) 2005年6月、(社)日本航空宇宙工業会(SJAC)とフランス航空宇宙工業会(GIFAS)は、超音速旅客機(SST)に関する共同研究の実施について合意。2008年7月には、3年間の期間延長に合意。2011年6月には、さらに3年間の期間延長に合意。日本側は、(財)日本航空機開発協会(JADC)、超音速輸送機用推進システム技術研究組合(ESPR)、(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)、フランス側は、EADS、スネクマ社、フランス航空宇宙研究所(ONERA)が参画。
- (2) 2006年7月、経済産業省の材料関連基盤技術開発において中心的な役割を果たしている(財)次世代金属・複合材料研究開発協会(RIMCOF)とエアバス社は、航空機の構造健全性診断技術(SHM: Structural Health Monitoring)の共同研究について合意し、2012年まで継続する方向。
- (3) 2008年12月、我が国の革新技术が航空機に使われることを促進するため、革新技术を有する企業等とエアバスとの間で、航空機革新技术ワークショップを開催。その後、日本企業とエアバスとの間で、具体的な将来の協力に向けて個別協議を進めている。
- (4) 2009年11月17日、航空宇宙産業分野における日欧研究・技術協力を推進するための官民ワークショップを開催。2010年12月7日、経済産業省、欧州委員会が2度目のワークショップを開催(日本航空宇宙工業会、欧州航空中工業会が出席)。2011年7月20日、経済産業省と欧州委員会が、航空宇宙産業分野における共同研究プロジェクトの公募を実施。航空機通信、防氷システム、エンジンの熱交換機、エンジンのセラミックベアリング、高速航空機の5テーマを対象としている。
- (5) (財)日本航空機エンジン開発協会(JAEC)、ロールス・ロイス社、独MTU社等が共同でIAE(International Aero Engines)を設立し、航空機用エンジンV2500を共同開発、生産。また、ロールス・ロイス社の航空機エンジンTRENT1000プロジェクトにも我が国企業が参加し、共同開発、生産。
- (6) エアバス社の次世代超大型航空機A380の開発について、21社の日本企業が参画。
- (7) 2011年9月にハイパースペクトルセンサのデータ解析チームである東京大学、酪農大学、国立環境研究所のメンバーがドイツ航空宇宙センター(DLR)を来訪し、両国でそれぞれ開発中のハイパースペクトルセンサについて協議を実施した。両センサの開発状況、データポリシー、地上局、センサ運用、校正技術、協力事項について協議を実施した。
- (8) 防衛分野については無回答とする。

今後の見通し

- (1) 近年、我が国企業と欧州企業の協力が着実に進展していることは歓迎すべきことであり、そのような協力が今後更に発展することを期待。日本政府としても、引き続き我が国航空宇宙産業と欧州を含めた諸外国の航空宇宙産業との連携を支援してまいりたい。

(2)防衛分野については、2011年12月に「防衛装備品等の海外移転に関する基準」が策定されたことから今後可能な協力について検討する。

47. 航空技術の環境面での問題(WP-G/#15/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と欧州の当局は、環境問題に対して幅広い二国間協力を確立すべきである。

現在までの取り組み

2005年6月、(社)日本航空宇宙工業会(SJAC)とフランス航空宇宙工業会(GIFAS)は、超音速旅客機(SST)に関する共同研究の実施について合意。2008年7月には、3年間の期間延長に合意。2011年6月には、さらに3年間の期間延長に合意。日本側は、(財)日本航空機開発協会(JADC)、超音速輸送機用推進システム技術研究組合(EXPR)、(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)、フランス側は、EADS、スネクマ社、フランス航空宇宙研究所(ONERA)が参画。将来の超音速旅客機の実現に必要となる、複合材構造関連技術、エンジン騒音対策関連技術等について、分野ごとに共同研究を実施している。

今後の見通し

航空機技術に関する環境面での取り組みに関しては、日本の航空機産業の技術力・競争力を向上させる観点から、欧州を含めた諸外国との協力が重要である。日本政府としても、我が国航空機産業と欧州を含めた諸外国の航空機産業との連携を支援してまいりたい。

48. 航空認定機関同士の協力(WP-C/#16/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と欧州の航空機認定機関の協力を確立する。

現在までの取り組み

日 EU 間では既に、特定の航空製品について効率的な検査手続き等を定めたワーキング・アレンジメントを航空当局間で締結している。

日 EU 双方は、2011 年 7 月の日 EU 運輸ハイレベル協議において、日 EU 間の航空安全分野の更なる連携強化のため、航空の安全の増進に関する協定(BASA)の締結に向けた事前協議を開始することに合意した。BASA を締結することにより、相手国の発行した航空機の安全性に関する証明を相互に受け入れることが可能となり、この結果、日 EU 双方で航空機の検査の一部が省略でき、輸出入の円滑化や航空会社のコストの軽減が期待される。

現在、上述のワーキング・アレンジメント締結の経験を活かしつつ、早期に BASA が締結できるよう作業を継続してきている。

今後の見通し

日 EU 運輸ハイレベル協議における合意を受け、2012 年 1 月に予定されている第 1 回事前協議に向けて準備を進めているところである。今後も、新たな欧州製航空機の日本への導入が予定されていることや、日本においても初の国産旅客ジェット機の開発が進められていることから、BASA の早期締結に向け作業を加速化させる。

49. 民間向けの衛星技術(WP-C/#17/EJ to EJ)

BRT の提言

民間分野において、日本の宇宙関連機関(内閣レベル)と欧州の宇宙機関(欧州委員会、欧州宇宙機関、欧州各国の宇宙関連当局)は双方にとって利益のある協力分野を生み出すことを目的として正式で恒久的な対話の共通のメカニズムを確立すべきである。

現在までの取り組み

特記事項なし。

今後の見通し

国内で検討した上で、必要があれば欧州の宇宙当局と協議したい。

50. 防衛向け衛星技術(WP-C/#18/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と欧州加盟国の当局は、防衛目的の衛星に関し経験を共有することを目的として定期的な会合を作り上げるべきである。

現在までの取り組み

我が国の防衛分野における宇宙開発利用は、2008年に制定された宇宙基本法の定める、「条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり行うものとする。」との規定に基づき行われている。また、昨年末に閣議決定された防衛計画の大綱では、安全保障の基本方針の中で情報収集及び情報通信機能の強化等の観点から宇宙の開発及び利用を推進することとされている。

現在、防衛分野においては、ドイツの商業用SAR衛星(TerraSAR-X)や欧州宇宙機関の気象衛星(METEOSAT)を含めた情報通信や情報収集、気象観測等の各分野の衛星を利用している。これに加え、現在、高機能なXバンド衛星通信網の構築等の施策に取り組んでいる。

今後の見通し

現在、日本と欧州連合及び欧州連合加盟国の間では、防衛当局も参加している定期的な会合や交流が行われている。今後、必要があれば、このような会合等において防衛分野における宇宙開発利用についても意見交換を行うことが可能と考えられる。

51. 政府による衛星打ち上げの相互バックアップ(WP-C/#19/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と欧州の宇宙関連当局は、それぞれの衛星打ち上げ部隊を用いて全ての政府の衛星打ち上げに対して相互補完の協力制度を作り上げるべきである。

現在までの取り組み

三菱重工業とアリアンスペースの打上げ相互補完は、政府衛星及び民間衛星を含んでいる。

今後の見通し

同上。

52. 機密情報の交換と保護(WP-C/#20/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と欧州各国は、共同開発に関連して機密情報の交換・保護についての公式な合意を締結すべきである。

現在までの取り組み

防衛関連機器を関係当局に納入する共同開発をする場合、受託事業者は共同開発を行う海外企業と MOU を作成する事になっており、当該 MOU において情報共有・保護についても取極めがなされるため、今次提言にあるような問題が生じることは無い。

今後の見通し

特記事項なし。

53. 日本の武器輸出三原則の緩和化(WP-G/#21/EJ to J)

BRT の提言

日本は、日本が特定分野の限定された状況において、共同研究開発とNATOやその他の同様の考えを持つ国々との防衛機器の製造に参加するために、武器輸出に関する3原則を緩和すべきである。

日本の武器輸出三原則は、日本が国際的な協力プロジェクトに参加し、機器を同盟国に提供することを阻んでいる。原則の緩和は、開発プログラムへの参加を可能にすることで、より大きな能力の可能性と協力の機会を提供する。緩和化は、日本の産業界に対して技術的恩恵をもたらし、結果として大きく予算が削減される。また防衛計画大綱の目的を満たす助けとなる。

現在までの取り組み

政府は、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」を踏まえ、防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策について慎重に検討を重ねた結果、防衛装備品等の海外への移転については、平和貢献・国際協力に伴う案件及び我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件は、従来個別に行ってきた例外化措置における考え方を踏まえ、包括的に例外化措置を講ずることとした。

武器輸出三原則等は、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、政府として、この基本理念は堅持している。

今後の見通し

今後は個別具体的な案件について、上記基準に従って検討を行っていく。

54. デモ用に輸入された防衛機器の再輸出の簡易化(WP-C/#22/EJ to J)

BRT の提言

日本の当局は、見本市や展示会などのフォーラムでのデモンストレーション目的に輸入された防衛機器の再輸出手続きを簡素化する手続きを取るべきである。

武器輸出三原則は、外国企業が見本市、展示会やその他フォーラムでのデモンストレーション向けに輸出した防衛機材の再輸出を困難にしている。このことは、欧州企業による製品拡販を大幅に制限している。日本に輸入された防衛機材に対する特別の再輸出手続きにより、日本の調達関連省庁は利用可能な全ての選択肢をより良く把握することが可能になる。

現在までの取り組み

武器輸出三原則等は、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、政府として、この基本理念は堅持している。

デモンストレーション目的に輸入された防衛機器の再輸出手続きについても、外国為替及び外国貿易法や輸出貿易管理令に基づき、輸出許可の対象となり、輸出許可申請を必要としている。

今後の見通し

現時点の見通しとしては、デモンストレーション目的に輸入された防衛機器の再輸出についても、外国為替及び外国貿易法や輸出貿易管理令に基づき、今後とも輸出許可の対象とすることとなる。

55. 公共調達用における無制限責任条件の排除(WP-C/#23/E to J)

BRT の提言

無制限責任条件は、外国の応札者が競争相手の地場企業に対して著しい不利となるため、公共入札の仕様書から取り除かれるべきである。

現在までの取り組み

責任条件が「無制限」であるという言葉が何を意味するのか不明である。「無制限責任」という言葉を含む公共調達の具体的な条件を示すことが必要。

今後の見通し

同上。

56. 衛星打ち上げサービス事業者の認定(WP-C/#24/E to EJ)

BRT の提言

外国の衛星打ち上げサービス事業者の日本当局による認定は、日本の商業衛星打ち上げプロジェクトで想定される承認制度と同様に公平でなければならず、2008年6月のフランス宇宙事業者法及び関連法により承認、制定された世界の商業界の慣習と一致すべきである。

現在までの取り組み

WP-A/#12/E to J 参照。

今後の見通し

WP-A/#12/E to J 参照。

57. PFIプロジェクトの合法的利用(WP-C/#25/E to EJ)

BRT の提言

当局は、地場の衛星メーカーと打ち上げサービス事業者を保護するために、自己のPFIプロジェクトを用いることを明確に禁止すべきである。

現在までの取り組み

我が国は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)を 1999 年より施行し、PFI プロジェクトは、この法律に従って進めているところ。

今後の見通し

PFI は、国際ルールに則って行われている。

58. 宇宙地上設備市場の開放(WP-C/#26/E to J)

BRT の提言

統合システムの調達が奨励されるべきである。

現在までの取り組み

WP-A/#12/E to J 参照。

今後の見通し

WP-A/#12/E to J 参照。

59. 防衛機器サービスに関する国際的に認定された調達プロセス(WP-C/#27/E to EJ)

BRT の提言

全ての防衛調達プロセスにおいて、以下の事項が適用されるべきである。

- 1) 要求に関する明確な陳述、通達の変更
- 2) タイムラインに対する助言及びそれに対する固執
- 3) 評価基準の通知とそれぞれの基準に対する重み付け
- 4) 英語の文書の受領
- 5) NATO標準の採用
- 6) 採択根拠の完全な情報開示
- 7) 採択決定に対する説明機会

いくつかの改訂が防衛調達に関して行われている。更なる改訂は透明性を高め競争を強化する。

現在までの取り組み

2010年6月、防衛省と企業との間の契約の制度的側面について、会計、流通・マーケティング、企業法務、公共調達等間口の広い観点から新たな施策を打ち出すため契約制度研究会(有識者懇談会)を設置。

これまで当該研究会において、コストダウンインセンティブを引き出す契約制度、複数年度契約(特にPFI及びPBL契約)等を中心に研究を行い、中間報告を行った。

今後の見通し

引き続き、当該研究会において事業継続リスク等に対応した契約条項の検討、M&A(企業の合併・買収)に対応するための契約条項の検討及び国際会計基準導入への対応等、調達プロセスの検討をはじめ、防衛調達に関する様々な課題に取り組む予定である。

60. 契約採択時におけるライフサイクルコストの重視(WP-C/#28/E to EJ)

BRT の提言

ライフサイクルコストが全ての防衛関連の契約採択の根拠になるべきである。

現在までの取り組み

防衛省においては、ライフサイクルコスト(以下「LCC」という。)管理の対象とする装備品等(以下「対象装備品等」という。)について、当該対象装備品等の防衛力整備における位置付け、整備規模、所要経費等を勘案して決定している。

今後の見通し

現在、航空機、誘導武器、火器、艦船、陸上車両の分野の主要な装備品等について、LCC管理を実施しているが、今後、対象装備品等を漸次拡大したいと考えており、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定)や「中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)について」(平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定)を踏まえて検討を行っていく。

61. 防衛機器の調達における革新的な手法の検討(WP-C/#29/E to J)

BRT の提言

我々は、日本が革新的な調達制度を検討することを求める。これには、欧州での同分野に関する情報の受領が含まれる。

現在までの取り組み

2010年6月、防衛省と企業との間の契約の制度的側面について、会計、流通・マーケティング、企業法務、公共調達等間口の広い観点から新たな施策を打ち出すため契約制度研究会(有識者懇談会)を設置。

これまで当該研究会において、コストダウンインセンティブを引き出す契約制度、複数年度契約(特にPFI及びPBL契約)等を中心に研究を行い、中間報告を行った。

今後の見通し

引き続き、当該研究会において事業継続リスク等に対応した契約条項の検討、M&A(企業の合併・買収)に対応するための契約条項の検討及び国際会計基準導入への対応等、調達プロセスの検討をはじめ、防衛調達に関する様々な課題に取り組む予定である。

BRT の提言

・グローバル金融危機を受けて、G20 諸国は、サミットにて合意された金融市場の改革の共通原則である、①透明性及び説明責任の強化、②プルデンシャル規制の拡大、③金融市場における公正性の促進、④国際連携の強化、⑤国際金融機関の改革を実行するべく、行動を起こしている。2010年11月にソウルで開催されたG20サミットを境にして、規制改革の局面が、検討のフェーズから適用のフェーズへ移行している。

・具体的には、G20の枠組みの下で、2010年12月にバーゼル銀行監督委員会からいわゆるバーゼルⅢの規則文書が公表されたことで、新たに国際的に適用される銀行規制の詳細が確定した。今後は2013年1月のバーゼルⅢの適用開始に向けた各国の国内法化に向けたプロセスに入る。

・また、ソウル・サミットでは、「システム上重要な金融機関(SIFI; Systematically Important Financial Institution)」に関するFSB(金融安定理事会)の提案が採択されたのに続き、グローバルなレベルにおける具体的なSIFIの規制の構築を進めようとしている。加えて、2011年にはグローバルなSIFI(G-SIFI)の指定が行なわれる見込みである。規模だけでなく、市場での重要性や社会・経済への影響度が大きいと見なされるG-SIFIには、一般の金融機関よりも高い損失吸収力を求め、秩序ある破綻処理を可能とする枠組みが整備されていくプロセスに入る。

・我々は従来にはない考え方に基づく新たな規制秩序の構築により、金融システムが安定化し、金融機関、市場、商品の透明性及び説明責任が向上し、公正さと誠実さが確保されることを支持する。金融・資本市場及びその制度の安定性は、資金調達を行う事業会社など、市場の利用者にとっても重要である。

・しかしながら、システムック・リスクの計測が極めて困難であり、かつクロス・カンントリー、クロス・インダストリーで一貫性のあるデータ取得が困難である状況に鑑みるに、“SIFiness”を図る基準は慎重に策定すべきである。また、対象の指定に際しては、モラルハザードの発生を抑制すべきであり、過度な政治的プロセスを招致しないことにも留意が必要である。システムック・リスクへの対処は、包括的かつマクロ・プルデンシャルな監督の枠組みを通じて行なわれるべきである。

現在までの取り組み

国際的な金融規制改革の議論も踏まえ、我が国においては、金融システムの安定や市場の透明性・公正性の確保に資する制度整備に取り組んできたところ。例えば、

- ・格付会社に対する規制・監督の枠組みの導入
- ・店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け。
- ・上場会社の役員報酬・株式保有状況の開示の充実等。

また、国際的に活動し、大規模で複雑な業務を行う金融機関等については、平成23事務年度監督方針において、

- ① 最近の欧米経済・金融の動向等を踏まえた、マクロ・ブルーデンスの視点や、
- ② アジアへの進出など収益力強化の取り組みを支えるリスク管理態勢の充実、等に着眼した監督を行う方針を明らかにしているところ。

今後の見通し

わが国としては、金融システムの安定や市場の透明性・公正性の確保に向け、国際的な金融規制改革の議論も踏まえ、国際的に協調して取り組んでいく。

63. 規制改革に際しての留意点 (WP-D/#02/EJ to EJ)

BRT の提言

・同時に、規制改革を進めるに当たっては、留意すべき点もあることを指摘する。金融機関が経済成長を促進する役割を果たす上で革新性・刷新性およびリスク選好度が重要であり、規制とのバランスに留意する必要がある。また、大規模な金融機関に対する規制を厳格化すると、競争条件を歪めることにつながり、かえって大きすぎてつぶせない (TBTF、Too big to fail) 金融機関を創り出しかねない点にも留意する必要がある。

・万能な解決策 (=ワンサイズ・フィッツ・オールの解決策) を見出すのではなく、新しい規制のフレームワークは、各国特有の事情、多様な金融機関を考慮に含め、個々のビジネスモデルと時間的視野を尊重すべきである。また、新しい規制体制には金融活動ごとの異なる経済原理を適切に反映させる必要がある。方法を誤れば、安定性や透明性を向上させるどころか、群衆行動を招き不安定性を高めることになりかねない。

・金融商品流通市場における流動性の維持が重要であることも認識する必要がある。金融危機で最も問題だったのは、流通市場における流動性の枯渇であった。金融危機の再発防止のためには規制改革を推進することも重要だが、流通市場における流動性の枯渇を防止することも平行して考えていく必要がある。金融危機後、経済成長の牽引役を期待されるアジア諸国の多くは、資本市場の役割が小さく、伝統的な銀行中心の金融システムを持つ。そのような諸国で、流通市場の流動性低下と、自己資本規制等による銀行の信用供与の抑制が起きると、企業の資金調達は市場と銀行の両方で制約され、経済活動の活性化が阻害される可能性もある。最もグローバル化が進んだ産業の一つである金融においても、規制や慣行において、とりわけ中小金融機関を中心に、依然として国ごとの多様性が大きいことも念頭に置く必要がある。

・バーゼルⅢでは、銀行が金融機関の資本商品に投資を行う場合には、自己資本からの控除が行われる取扱いとなるが、金融機関間の資本の持ち合いが一般的に行なわれてきた国での適用には、資本保有の制限がもたらし得る影響に鑑み、十分な猶予期間を確保するなど、慎重な対応が求められる。また、金融規制当局が設計した、コンティンジェント・キャピタルやベイル・イン (金融機関の破綻時に、事前の取決めにに基づき、債権者に確実に損失を負担させること) 条項付き債務などの規制資本商品の活用は、市場のキャパシティを十分に考慮する必要がある。さらには、FSB を中心としたシャドー・バンキング規制強化の動きは、「影の銀行」が実態経済に果たしている役割を十二分に考慮し、経済活動に支障を来たす恐れがない手当てをすることを求める。

・グローバルな規制を議論する際には、国ごと、地域ごとの特性に十分に配慮する必要がある。また、グローバルに、マルチラテラルな議論を通じて、調和のとれた規制を構築していく必要があると考える。とりわけ、個々の規制を複数導入した際の複合的な影響の出方、経済に与える影響についても、十二分に考慮していく必要がある。

現在までの取り組み

国際的な金融規制の改革については、中長期的に金融システムの強化及び金融機関の健全性の向上に示すものとなる一方、(1)各国の金融システムの実情の違いを踏まえた十分バランスの取れたものにする事や、(2)実体経済への影響に十分配慮し、十分な経過期間を設けるなど時間をかけて実施していくこと、が極めて重要であるとわが国は考えており、その旨を国際的な議論の場で主張してきた。我が国のこのような主張は、これまでの G20 首脳声明等にも反映されている。

今後の見通し

我が国としては、上記のような主張を基に、今後とも引き続き、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向け、金融規制改革に関する国際的な議論に積極的に参画してまいりたい。

64. 日 EU 政府に向けた税制関連の提言 (WP-D/#03/EJ to EJ)

(1) 基準設定者のガバナンス向上及び会計基準の国際的コンバージェンス

BRT の提言

WP D(及びその前身である WP2)は、基準設定者のガバナンス向上及び会計基準の国際的なコンバージェンスについて提言してきたが、金融危機対応の一環で、金融安定理事会(FSB)により国際的な基準設定主体の活動に対する戦略的レビューが行われた。また、IASB は、IOSCO、欧州委員会、米 SEC、日本の金融庁を含む外部監督主体を設立した。さらに、IASB と FASB は金融・資本市場の経験豊富なシニア・リーダーから成る金融危機諮問グループ(FCAG)を設立し、金融危機及びグローバルな規制の変化が会計基準設定に与える影響についての助言を受けることとなった。その後 FCAG は、会計基準設定機関の活動に関する広範な報告書を公表している。我々は、これらのコンバージェンス及びガバナンスの向上に向けた活動を歓迎し、今後の進展を注視する。また、日本における IFRS 導入に向けた動きを歓迎し、コンバージェンスに向けた更なる議論に期待する。

現在までの取り組み

金融・資本取引や企業活動の国際化、今般の金融危機等を受けて、単一で質の高いグローバルな会計基準の設定・適用に向けた取組みの強化が G20 首脳会議等でも求められているところ、日本の会計基準設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)は、国際的な会計基準設定主体とともに、国際的な会計基準の高品質化に向けた共同作業を進めている。我が国では、日本基準と IFRS とのコンバージェンスに向けた作業を、2005 年 3 月より開始し、2007 年 8 月の東京合意に基づき、欧州証券規制当局委員会(CESR)が指摘した「重要な差異」に含まれる項目について 2008 年までに結論を得るという目標を設定し、これを達成した。また、上記合意に基づき、IASB と ASBJ の両方で識別されてきた残りの「既存の差異」についてコンバージェンスを 2011 年 6 月末までに行うという目標を設定し、概ね達成した。

また、国際会計基準審議会(IASB)のガバナンス向上については、金融庁は海外当局との連携を強化し、IFRS 財団モニタリング・ボード(MB)のメンバーとして積極的に関与している。さらに、2010 年 7 月に設立された MB ガバナンス見直しワーキンググループにおいても、議長国として検討を主導している。

今後の見通し

引き続き、関係者との意見交換を含め、IASB による基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、海外当局とも連携し働きかける。

(2) 会計基準

BRT の提言

財務会計の目的として、株主や債権者など、社外のステークホルダーへ財務情報を提供することが挙げられるが、我々は、会計基準策定の際には、経営者の視点も重要であることを強く主張する。会計基準の変更は企業活動に影響を与え、その結果、経済全体へ影響を及ぼす。我々は業績の会計情報としてリサイクリングを前提とする純利益が有益であると考え、企業行動は計上される会計上のコストの影響を受けており、仮にリサイクリングされない項目の増加により純利益に反映されない収益・費用が拡大する場合には、コスト管理や販売価格設定といった基本的な事業活動に支障をきたす懸念がある。

現在までの取り組み

個々の会計基準の設定に関しては企業活動に与える影響等をはじめ様々な論点が含まれているため、高品質な会計基準の設定のためには、会計基準設定主体のガバナンス確保の観点から、適正なデュープロセスに従い、財務諸表の利用者、作成者、監査人、規制当局等の関係者と会計基準設定主体との十分な意見交換が行われることが重要である。

このため、金融庁は海外当局との連携を行いながら、関係者との意見交換を含め、IASB による基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、働きかけてきた。

また、我が国の基準設定主体の ASBJ においては、純利益概念を維持するためリサイクリングの重要性を認識しており、我が国の市場関係者と共に IASB のアジェンダコンサルテーションへの回答として、リサイクリングの重要性等の意見発信をしているところ。

今後の見通し

引き続き、関係者との意見交換を含め、IASB による基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、海外当局とも連携し働きかける。

(3) 金融商品会計の見直し: 売却可能有価証券

BRT の提言

IASBでは金融商品会計の見直しの議論の中で、企業が保有している売却可能有価証券の評価差額について、引き続き「その他包括利益」で認識することとしたことについて、我々はこれを支持する。但し、評価差額を「その他包括利益」で認識した場合、受取配当のみが当期純利益として認識され、有価証券の売却による実現損益は、当期純利益として認識されないこととしたことについては賛同しかねる。

実現損益の認識を企業経営者による利益操作の一種とする考え方もあるようだが、我々は、有価証券の売却は、一つの経営の意思表示であり、その際の実現損益を当期純利益として認識するほうが、会計情報として有用であると考ええる。IASBの優先プロジェクトの一つに掲げられている保険会社の資産・負債の評価については、保険会社の保有資産は、保険の負債に対応し、保険契約者に対するコミットメントを維持するための資産負債管理に基づき運用されており、株主のみの利益のために運用されているわけではない。

また、売却可能金融資産を除いたことは、IFRS9号の依拠するビジネス・モデル・アプローチとの一貫性を欠く。保険会社の長期的なビジネスモデルは売却可能金融資産を通じて認識されるべきである。

現在までの取り組み

個々の会計基準の設定に関しては様々な論点が含まれているため、高品質な会計基準の設定のためには、会計基準設定主体のガバナンス確保の観点から、適正なデュープロセスに従い、財務諸表の利用者、作成者、監査人、規制当局等の関係者と会計基準設定主体との十分な意見交換が行われることが重要である。

このため、金融庁は海外当局との連携を行いながら、関係者との意見交換を含め、IASB による基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、働きかけてきた。

今後の見通し

引き続き、関係者との意見交換を含め、IASBによる基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、海外当局とも連携し働きかける。

(4)退職金給付会社における即時認識強化

BRT の提言

退職給付会計における即時認識強化の一環として、数理計算上の差異は発生時にすべてを「その他包括利益」で認識する方向性が示されている。仮に当期純利益での即時認識となると、雇用主の加入者に対する長期的な約束である年金制度が、当期純利益に過度な短期的変動をもたらさう。我々は、当期純利益ではなく、「その他包括利益」での認識の方向となったことは支持する。一方で、前述の観点から、数理計算上の差異についてもリサイクリングは必要と考える。

現在までの取り組み

個々の会計基準の設定に関しては様々な論点が含まれているため、高品質な会計基準の設定のためには、会計基準設定主体のガバナンス確保の観点から、適正なデュープロセスに従い、財務諸表の利用者、作成者、監査人、規制当局等の関係者と会計基準設定主体との十分な意見交換が行われることが重要である。

このため、金融庁は海外当局との連携を行いながら、関係者との意見交換を含め、IASB による基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、働きかけてきた。

今後の見通し

引き続き、関係者との意見交換を含め、IASB による基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、海外当局とも連携し働きかける。

(5) 収益認識基準

BRT の提言

収益認識基準の検討に際しては、我々はIASBに対し、世界各国における現実の商慣行に十分配慮した検討を行うよう求める。会計基準の変更が商慣行に影響を与える可能性を認識する必要がある。我々は、各々の取引において、投資家の判断を誤らせるような具体的な問題が存在する場合には会計基準の整備が必要である一方、そうでない場合には、既に定着している会計処理を否定するべきではないと考える。

現在までの取り組み

個々の会計基準の設定に関しては様々な論点が含まれているため、高品質な会計基準の設定のためには、会計基準設定主体のガバナンス確保の観点から、適正なデュープロセスに従い、財務諸表の利用者、作成者、監査人、規制当局等の関係者と会計基準設定主体との十分な意見交換が行われることが重要である。

このため、金融庁は海外当局との連携を行いながら、関係者との意見交換を含め、IASB による基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、働きかけてきた。

今後の見通し

引き続き、関係者との意見交換を含め、IASBによる基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、海外当局とも連携し働きかける。

(6)リース会計基準

BRT の提言

リース会計基準に関しては、2010年8月に発表されたIASBとFASBとが抜本的な変更を提案した公開草案(ED)では、ファイナンスリースとオペレーティングリースの区別をなくす単一モデルの適用が提案されている。しかしながら、提案では、従来オフ・バランスとなっていたオペレーティングリースのオン・バランス化、リース期間の見積もりや変動リース料の定期的な再評価の必要性が生じるなど、恣意性が入る余地が大きいことから、課題が少なくない。我々は、ビジネス実態を十分に踏まえた適用を求めたい。また、リース契約とサービス契約の両方を含み、両契約が不可分である場合に、契約全体に対してリース会計基準を適用すると、サービスの構成要素である「原資産を適性に機能させるための役務提供」や「当該取引によって提供される付加価値」といった原資産の使用権以外の要素までオン・バランス化されることとなる。こうした要素は、リースの定義に該当しないだけでなく、財務諸表の資産・負債の概念を変容させかねないことから、我々は、ビジネス実態を適性に反映する会計処理を求める。

現在までの取り組み

個々の会計基準の設定に関しては様々な論点が含まれているため、高品質な会計基準の設定のためには、会計基準設定主体のガバナンス確保の観点から、適正なデュープロセスに従い、財務諸表の利用者、作成者、監査人、規制当局等の関係者と会計基準設定主体との十分な意見交換が行われることが重要である。

このため、金融庁は海外当局との連携を行いながら、関係者との意見交換を含め、IASB による基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、働きかけてきた。

今後の見通し

引き続き、関係者との意見交換を含め、IASB による基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、海外当局とも連携し働きかける。

(7)IASBの財務諸表表示プロジェクト

BRTの提言

IASBの財務諸表表示プロジェクトに関しては、「その他包括利益」及び二計算書方式(損益計算書と包括利益計算書)が除かれる件に加えて、我々は、キャッシュフロー計算書について直接法の必須化が要求されている点を懸念している。財務諸表利用者は、間接法の開示で十分に有用な情報を得ており、企業負担が大幅に増加するコストを踏まえると、直接法の必須化に大きなメリットがあるとは思えない。

現在までの取り組み

個々の会計基準の設定に関しては様々な論点が含まれているため、高品質な会計基準の設定のためには、会計基準設定主体のガバナンス確保の観点から、適正なデュープロセスに従い、財務諸表の利用者、作成者、監査人、規制当局等の関係者と会計基準設定主体との十分な意見交換が行われることが重要である。

このため、金融庁は海外当局との連携を行いながら、関係者との意見交換を含め、IASBによる基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、働きかけてきた。

今後の見通し

引き続き、関係者との意見交換を含め、IASBによる基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、海外当局とも連携し働きかける。

65. 日 EU 両政府に向けた税制関連の提言 (WP-D/#04/EJ to EJ)

(1) 租税条約

BRT の提言

日本と欧州の政府は、子会社からの親会社への配当や、ロイヤリティ及び利息の支払いについて、出来る限り源泉免税となるよう配慮すべきである。日本や一部の EU 加盟国で、配当課税に関する改善がみられたものの、企業の負担となる二重課税の排除は引き続き重要であり、我々は、EU の全加盟国が速やかに日本との租税条約を締結することを要望する。国際的事業活動に対する経済的二重課税を排除するため、税務当局間の協議の場を確保することは重要であり、今般改正された日蘭租税条約と同様に租税条約には、移転価格税制にかかわる仲裁規定、対応的調整規定を盛り込むべきである。さらに、日欧税務当局は、移転価格税制に関する文書の共通化・簡素化、バイラテラル(二カ国間)およびマルチラテラル(多国間)APA(事前価格合意)の普及に一層努力することを要望する。

現在までの取り組み

我が国政府とEU加盟国政府は、日 EU 間の投資・経済交流を促進する観点から、日本とEU加盟国との間の租税条約のネットワークの拡充に積極的に取り組んでいる。

2011 年 12 月には、仲裁手続を規定するポルトガルとの租税条約に署名した。また、2011 年 12 月には、ドイツと現行の租税協定を改正するための政府間交渉を開始した。なお、2011 年 12 月には、仲裁手続を規定するオランダとの新しい租税条約、スイス及びルクセンブルクとの改正議定書が発効した。

今後の見通し

日本政府は、グローバル化した企業環境において日EU間の投資・経済交流が一層促進されるよう、必要に応じてEU加盟国との間の租税条約ネットワークの拡充に取り組んでいく方針である。

(2) 企業会計

BRT の提言

企業会計のコンバージェンスが進展するにつれて、企業会計と、依然として国別の税制・税務との間に乖離が生じることになる。我々は、日欧の税務当局がこの乖離の問題に柔軟に対応することを要望する。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

(3)透明かつ公正な税制

BRTの提言

企業がグローバル業務を行うに際して、各国における透明かつ公正な税制はきわめて重要である。例えば特定の産業または業種を対象とした税制が導入された場合には、資源配分を歪め、企業や経済の健全な発展を損なう恐れがある。透明かつ公正な税制の整備やその執行が今後も継続されていくことを望む。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

(4)投資資本参加免税制度の導入

BRTの提言

直接投資を支援するためには、事業への投資から得られる受取配当および売却時の株式譲渡利益を、法人税非課税とする投資資本参加免税制度が有効であり、その導入を検討すべきである。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

66. 日本政府に向けた金融サービスに関する提言 (WP-D/#05/EJ to J)

(1) 日本郵政: 公正な競争条件の確保

BRT の提言

政府が郵政民営化の方針を変更し、政府出資を残しつつ新規ビジネスへの参入を可能にする方針を示したことから、日欧の金融機関により強い懸念が表明されてきた。我々は、新商品開発や新規ビジネスへの参入、あるいは貯金や保険の取り扱い限度額の引き上げまたは撤廃は、公正な競争条件が確保されるまで実施されるべきではないと考える。また、透明性の高い手続きを確立し、建設的な議論を通じて改革を進めるべきと考える。

現在までの取り組み

郵政改革については、前国会で審議入りした郵政改革関連法案が次期通常国会に向けて継続審議となったところ。同法案においては、郵政事業は、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性に配慮するものとするを基本方針としている。

また、我が国政府として、同法案を策定するに当たり、国内外から広く意見を聴取するため、ヒアリングや意見募集といった手続を経てきたところ。

今後の見通し

郵政改革関連法案は、次期通常国会に向けて継続審議となっている。

(2) 銀行による保険販売に関する規制改革

BRT の提言

銀行及び証券会社を通じた保険販売が解禁され、消費者の利便性は向上している。一方で、銀行と企業の間には与信関係がある場合、当該銀行は当該企業に対し保険を販売することができない等の弊害防止措置が講じられている。本年その見直しが予定されており、消費者の利益保護に留意しつつ、さらなる消費者の利便性向上のため、規制改革が望まれる。

現在までの取り組み

弊害防止措置については、モニタリングの結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から見直しを行い、本年関係内閣府令の改正を行ったところである。

この中では、融資先募集規制の対象商品について、貯蓄性の高いものを除外するなどしている。

今後の見通し

銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努めることとする。今後の弊害防止措置等の見直しについては、特定の期限は設けず、必要が生じた場合に行うこととする。

(3)海外事業を扱う関係機関への柔軟な対応

BRT の提言

震災からの復旧は最優先事項である。この緊急事態にあつて、日本政府は海外事業を扱う各関係機関に対して前例のない柔軟な対応を行つてきており、今後も継続されることが望ましい。同時に、政府は震災により深刻な打撃を受けた企業を支援する際、適性な市場競争にも十分に注意を払う必要がある。さらに、国債の発行に代表される復興財源の調達に際しては、債券流通市場の安定やインフレーションの抑制に十分留意するべきである。

現在までの取り組み

特記事項なし。

今後の見通し

我が国の極めて厳しい財政状況の中で、震災復興の財源については、将来世代に負担を先送ることなく、今を生きる世代で連帯して負担を分かちあうことを基本とするとともに、つなぎの財源としての復興債の発行についても、市場への影響等を勘案しながら慎重に対応してまいりたい。

67. 日本に向けた会計に関する提言(WP-D/#06/EJ to J)

BRT の提言

・IFRS において有給休暇は負債に該当するとされている。日本では有給休暇引当金の計上はこれまで行われておらず、相当程度のインパクトを持つと想定されることから、慎重な検討が望まれる。

・IFRSでは「当期純利益」と「その他包括利益」に区分することとされているが、こうした利益の概念およびこれに伴うリサイクリングの範囲について、早い段階で整理することを要望する。とりわけ、わが国では「当期純利益」が基軸の業績指標と位置づけられており、会社法や税法との親和性も確保されていることから、日本基準のIFRSへのコンバージェンスが進められる際にも、従来どおりリサイクリングを行なう会計処理を求める。

現在までの取り組み

個々の会計基準の設定に関しては様々な論点が含まれているため、高品質な会計基準の設定のためには、会計基準設定主体のガバナンス確保の観点から、適正なデュープロセスに従い、財務諸表の利用者、作成者、監査人、規制当局等の関係者と会計基準設定主体との十分な意見交換が行われることが重要である。

このため、金融庁は海外当局との連携を行いながら、関係者との意見交換を含め、IASB による基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、働きかけてきた。

今後の見通し

引き続き、関係者との意見交換を含め、IASB による基準設定プロセスの適切性が確保されるよう、海外当局とも連携し働きかける。

68. 日本に向けた税制関連の提言 (WP-D/#07/EJ to J)

(1) 移転価格税制

BRT の提言

我々は、企業が国際的な展開を滑らかに実行する為に、移転価格税制に関して、日本の税務当局が OECD モデルのような国際的共通モデルに基づき、国際的に齟齬のない制度の見直しを実現するとともに、執行においても、さらに透明性を確保するよう要望する。

現在までの取り組み

①我が国においては、移転価格税制に係る法令はもちろん、法令解釈通達、事務運営指針に至るまで、すべてホームページ等において公表している。また、同税制の運用の更なる明確化を図り、納税者の予測可能性を高めるために、法令解釈通達や事務運営指針の整備・改正を数次にわたり行ってきており、その際には、パブリックコメントも行っている。

②当該事務運営指針においては、従前より OECD 移転価格ガイドラインを参考にして調査又は事前確認審査を行うよう定めており、国際的なルールに基づいた移転価格税制の執行に努めている。

また、税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

移転価格税制については、税務執行の透明化・円滑化の観点から、OECD ガイドラインを踏まえ、法令解釈通達や事務運営指針の一層の整備を行い、適用基準や執行方針の更なる明確化を図る予定である。

また、税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

(2) 法人税引き下げ

BRT の提言

我々は日本政府に法人税率の一段の引下げを検討することを要求する。日本では、2010年12月の税制大綱で法人実効税率を現行の40%から5%程度引き下げる提案がなされている。世界で最も高い税率である40%からの引下げを実施する提案がなされているのは歓迎すべき動きである。しかしながら、諸外国において法人実効税率の引下げが加速しているなかで、日本企業の国際競争力確保、内外の投資促進等の観点から国際水準並みの30%をめどとした一段の引下げを実施すべきである。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

(3) 老後のための資産運用及び医療・介護・年金分野の民間保険への税制支援

BRT の提言

少子高齢化の進む日本では、国民ひとりひとりが現役時代に、資産運用を通じて老後に向けた資産形成を行う必要性が高まる。また同様に、医療(病院)や介護、年金分野における民間保険の役割が益々重要になってくる。我々は、日本政府に対して、そのような個人の自助努力への税制面での支援を引き続き要望する。

現在までの取り組み

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

今後の見通し

税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別添を参照。

ワーキング・パーティーE：環境・持続可能な発展
69. 自然災害の特定と対策(WP-E/#01/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は自然災害の特定とそのリスクが発生する可能性及び顕在化した場合のインパクトと対策を客観的に検証する適切なメカニズムを費用対効果を見極めながら構築すべきである。

現在までの取り組み

日EU双方は、2010年の日EU定期首脳協議において設置された日EU合同ハイレベルグループ(JHLG)を通じた作業、及び東日本大震災の発生を踏まえ、2011年5月の日EU定期首脳協議の際に共同プレス声明付属文書を発出し、自然災害への準備・予防に関する意見交換を進めていくことを確認した。

今後の見通し

日EU間の様々な対話の枠組みを通じて、今後も自然災害分野における協力の可能性を追求する。

70. 自然災害発生時の国際的な支援活動の促進(WP-E/#02/EJ to EJ)

BRT の提言

自然災害が発生した場合は国際的な支援が不可欠であり、海外からの迅速な支援の受け入れがいち早く行われるように必要な措置をとるべきである。

現在までの取り組み

東日本大震災に際して、震災直後からこれまでに 29 の国・地域・機関からの救助チーム、医療支援チーム、復旧支援チーム等を受け入れた。また、126 の国・地域・機関から物資支援及び寄付金を受けており、EUからは、毛布等の物資のほか、国際赤十字社を通じて1千万ユーロの寄付金を受けた。

今後の見通し

海外からの支援受入れに当たっては、東日本大震災の際の経験も生かしながら、今後も、支援の受入れや被災地のニーズの調整を行う。

71. 福島第一原発事故の客観的な検証(WP-E/#03/EJ to EJ)

BRT の提言

福島第一原子力発電所の事故については、独立性、客観性が高いかたちで検証を即実施することを強く要望する。また日本とEUは、原子力エネルギーの安全性を高めるために国際会議の場で議論を促進すべきである。

現在までの取り組み

我が国は、原子力安全を最高水準に高めるために、この事故の状況を国際社会に正確かつ迅速に伝達すること、そしてそこから得られる教訓を国際社会と共有すべく取り組んできている。特に、我が国は事故の状況や暫定的な評価等を取りまとめ事故から得られた教訓を記した報告書を2011年6月及び9月にIAEAへ提出した。

政府は、福島原子力発電所の事故への対応の全体について検証するため、2011年5月に「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」を設置した。この検証委員会においては、従来の原子力行政からの「独立性」、国民や国際社会に対する「公開性」、技術的な問題のみならず制度的な問題まで含めた検討を行う「包括性」を基本として、事故の対応に関して政府を含めたあらゆる活動を厳格に検証している。

今後の見通し

引き続き、我が国は、原子力安全を最高水準に高めるために、この事故の状況を国際社会に正確かつ迅速に伝達すること、そしてそこから得られる教訓を国際社会と共有するとともに、事故の対応に関して政府を含めたあらゆる活動を厳格に検証し、これらの検証の活動の結果についても世界に公表する。

72. EU・日エネルギー政策のハイレベル協働促進(WP-E/#04/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は原子力エネルギーに特化したハイレベル協議の設置を含むエネルギー政策の対話を促進すべきである。

現在までの取り組み

経済産業省資源エネルギー庁と、欧州委員会エネルギー総局との間で、エネルギー政策に係る対話を 2007 年に設置以降、これまでに 3 回の対話を実施。

また、2011 年 5 月、ブリュッセルで開催された第 20 回日EU定期首脳協議で『東日本大震災および福島第一原子力発電所事故を踏まえた EU 日協力』を共同プレス発表付属文書として公表し、最高水準の原子力安全の国際的確保に向けた協力を進めていくことに合意。

今後の見通し

日本とEUは、次回エネルギー政策対話を 2012 年春に開催する予定である。また、『東日本大震災および福島第一原子力発電所事故を踏まえた EU 日協力』を踏まえ、原子力安全分野での日EU協力に関する協議も進められる予定。

73. 世界的な安全基準構築に向けたリーダーシップの発揮(WP-E/#05/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は原子力の安全基準を閣僚会議やIAEA等を通じて明らかにし、促進する役割を担い、原子力エネルギー全般に渡る協力を促進すべきである。

現在までの取り組み

我が国は、原子力安全を最高水準に高めるために、この事故の状況を国際社会に正確かつ迅速に伝達すること、そしてそこから得られる教訓を国際社会と共有することにより、国際会議での議論を促している。具体的には、今回の事故から得られた我が国の経験・知見を、IAEAの基準・指針の検討に積極的に提供している。

また、我が国はIAEA原子力安全基準の再検討をはじめとする国際的な取り組みにも積極的に参画している。具体的には、2011年11月にIAEAで開催された安全基準委員会に出席し、IAEAに対する日本政府報告書に記載した教訓28項目とIAEA安全基準の関係を紹介した。

今後の見通し

引き続き、我が国は、原子力安全を最高水準に高めるために、この事故の状況を国際社会に正確かつ迅速に伝達すること、そしてそこから得られる教訓を国際社会と共有することにより、国際会議での議論を促すとともに、我が国はIAEA原子力安全基準の再検討をはじめとする国際的な取り組みにも積極的に参画する。

74. 高度な技術を有する独立した安全当局の創設 (WP-E/#06/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と EU 各国は国内の高度な技術を有する安全当局の維持とその独立性を確保すべきである。

現在までの取り組み

我が国は、原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、その改革を進めている。具体的には、8月の閣議決定に従い、「規制と利用の分離」及び関係業務の一元化の観点から、原子力安全・保安院を経済産業省から分離し、原子力安全委員会等を統合して、環境省に原子力安全庁(仮称)を設置するための準備を進めている。このようにして規制機関の独立性を確保するとともに、人材育成や安全規制の強化を通して規制の実効性を高めることとしている。

今後の見通し

2012年4月に原子力安全庁(仮称)を設置し、安全規制を強化することで、独立した体制下で、実効性のある安全規制を実施する。

75. 再生可能エネルギー分野における開発協力(WP-E/#07/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と EU は、風力、太陽光発電をはじめ、その他の低炭素技術である炭素回収・貯留(CCS)等の再生可能エネルギーの開発において協力すべきである。

現在までの取り組み

2011年3月に経済産業省、欧州委員会研究総局との間で日 EU エネルギー技術開発研究協力に関する事務レベル会合を開催した。同会合において、日 EU 双方の政府、研究機関及び企業等から専門家が参加し、太陽光発電、蓄電、二酸化炭素回収・貯留(CCS)分野等について、今後の研究開発協力について議論を行った。

太陽光発電の分野では、日 EU 双方が、集光型太陽光発電に関して、2011年6月より EU と NEDO で4年間、500万ユーロ規模の共同研究を開始した。

今後の見通し

2012年3月に日 EU エネルギー技術開発協力に関する事務レベル会合を EU で開催することで調整中。引き続き、意見交換を実施していく。

76. 研究開発施設への相互アクセス促進(WP-E/#08/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は相互の国・地域の共同研究開発活動又は独創的で資本集約的な研究開発施設へのアクセスを支援すべきである。

現在までの取り組み

2011 年 5 月、日EU両首脳は定期協議の共同プレス声明において、3 月に発効した「EC日科学技術協力協定を活用して、EUと日本は、協力の範囲を深化、拡大し、新たな協力活動を立ち上げる。」旨表明した。6 月には東京において、同協定に基づく第 1 回日EU科学技術協力合同委員会を開催し、相互に関心を有する分野における協力を強化・深化するための議論を行った。

我が国では、比類無い性能を有する最先端の研究施設について「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」(1994 年 6 月 29 日法律第 78 号)に基づき整備し、多様な分野の研究者間の共用を促進している。これらの施設について海外向けのアクセス情報を公開し、また、海外の研究者の申請も可能なシステムの構築を進めている。

今後の見通し

第 2 回科学技術協力合同委員会の開催に向け、第 1 回合同委員会での議論をフォローアップするとともに、2011 年に開始された共同研究の進捗状況をフォローしつつ、新たな協力の可能性を追求していく。

共用開始後の 3 施設(SPring-8、SACLA、J-PARC)については、年 2 回の公募(5 月、11 月頃に申請受付)のほか、随時の利用相談の受付も実施。京については、2012 年秋の共用開始を予定しており、共用に向けた最終整備・調整を実施。

77. 原子力導入を計画中の開発途上国と安全性及び基準のベストプラクティス共有 (WP-E/#09/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は原子力エネルギーを代替エネルギーと位置付けて、特に安全性と規制分野のベストプラクティスを優先して相互及び第三国と共有また支援しなければならない。EU と日本は原子力発電新興国への支援にあたり、二国間協力、地域的協力、国際機関を通じた協力等を組み合わせるべきである。

現在までの取り組み

日本は原子力発電新興国への支援にあたり、二国間協力、地域的協力、国際機関を通じた協力等を組み合わせるべきである。

二国間協力に関しては、中国、ベトナムの規制当局・事業者に対して、人材育成研修を実施。2011 年 11 月に東京で開催された日中韓による原子力安全上級規制者会合など、我が国はこの事故の状況を国際社会に正確かつ迅速に伝達するとともに、そこから得られる教訓を国際社会と共有している。

地域的協力に関しては、日本はアジアの原子力新興国の安全基盤整備を支援する IAEA アジア原子力安全ネットワーク(ANSN)に積極的に参画しており、2011 年 11 月に開催された IAEA における ANSN の運営委員会に出席。

国際機関に関しては、2011 年 2 月に OECD/NEA がインドネシア及びベトナムで実施した、原子力発電新興国における支援活動に関するニーズ調査に係るミッションへ参画。また、9 月には新興国への効果的効率的な支援を目的とする IAEA の RCF 総会および GNSSN ラウンドテーブルにおいて、我が国はこの事故の状況を国際社会に正確かつ迅速に伝達するとともに、そこから得られる教訓を国際社会と共有している。

今後の見通し

引き続き、我が国としては、原子力発電新興国への支援にあたり、二国間協力、地域的協力、国際機関を通じた協力等を組み合わせるべきである。

78. 国際機関による原子力安全の能力開発への融資促進支援(WP-E/#10/EJ to EJ)

BRT の提言

最高水準の安全性の確保を実現するためには、日本と EU は世界銀行、欧州復興開発銀行 (EBRD)、欧州投資銀行 (EIB) が原子力の安全に特化したプログラムを確立し支援対象として資金を配分することを促進すべきである。

現在までの取り組み

旧ソ連・中東欧諸国に対しては、1993 年に欧州復興開発銀行 (EBRD) 内に設置された原子力安全に関する基金を通じ、原子力安全の向上のための資金拠出を行ってきた。

今後の見通し

日本政府は、欧州復興開発銀行 (EBRD) の原子力安全基金及びチェルノブイリ・シェルター基金に対する資金拠出に係るコミットメントを着実に実施していく。

79. 輸出の公平公正な競争環境の整備 (WP-E/#11/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は、輸出産業が世界の安全基準を遵守し OECD 輸出信用アレンジメントを厳守する公平公正な競争環境を確保しなければならない。EU と日本は各国がこのアレンジメントを準拠するようにあらゆる努力をすべきである。

現在までの取り組み

新興国の経済成長に伴い、OECD 参加国と新興国の企業同士が競合する輸出案件も増加する状況にある中で、こうした新興国を始めとする非 OECD 諸国も含めて、輸出信用の供与条件に係るレベルプレイングフィールドを確保することが重要。また、この一環として、OECD 公的輸出信用アレンジメントや、環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチの OECD 勧告についても、OECD 参加国の取組みの非 OECD 諸国へのアウトリーチを引き続き積極的に進める必要があると考えている。

こうした認識に立ち、我が国としては、現在、OECD 公的輸出信用関連会合にオブザーバー参加している非 OECD 諸国の更なる参加促進の取組みに協力してきたところ。

今後の見通し

非 OECD 諸国が、OECD 公的輸出信用アレンジメント及び環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチの OECD 勧告の内容を理解し、これを遵守することにより、公的輸出信用の公平公正な競争環境が維持されるよう、我が国としても、引き続き、他の OECD 参加国と共に、OECD のアウトリーチの取組に積極的に協力する。

80. 電気自動車の安全性と充電インフラの国際ハーモニゼーションの促進(WP-E/#12/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は電気自動車の安全性及び型式認証の要件と充電インフラへのアクセスの共通基準の国際ハーモニゼーションの実現についてUN-EGE WP29等の場で協業すべきである。

現在までの取り組み

2011年11月に開催された国連欧州経済委員会(UNECE)自動車基準調和フォーラム(WP29)第155回会合において、リチウムイオンバッテリーの安全性等の電気自動車に関する国際的な統一基準の検討等を行う新たな体制を整備することを日本・米国・EUが共同で提案し、参加国間で合意されたところ。

今後の見通し

自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、電気自動車に関連する国際的に調和した技術要件の検討を日本・米国・EUが協力して促進することとしている。

81. 非競争的な蓄電池の共同研究開発(WP-E/#13/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は政府間・研究所間等で非競争的な次世代蓄電池に関わる研究開発領域(低コスト、寿命、安全性、エネルギー密度等)の技術開発において連携を構築すべきである。

現在までの取り組み

日本では、蓄電池の低コスト化、長寿命化、安全性の確保、エネルギー密度の向上等、高性能蓄電池の実現に向けた研究開発を国のプロジェクトとして実施しているところ。具体的には、リチウムイオン電池の高性能化等を目的として材料開発やモジュール、システムの開発を行うとともに、寿命評価方法や安全性試験方法の確立に向けた研究を行っている。また、リチウムイオン電池の性能を上回る革新型蓄電池(いわゆるポストリチウムイオン電池)についても、その実現に向けた研究を始めている。これらの研究内容については、日本で定期的に行われている電池討論会を始め、各種シンポジウムでEUの研究者の方々と情報交換を行っているところ。

今後の見通し

今後も、日本としては、蓄電池の高性能化、安全性向上等のための研究開発をすすめていく予定。

82. 蓄電池の再利用とリサイクルのベストプラクティス共有 (WP-E/#14/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は蓄電池の二次利用に備えて再利用とリサイクルに関わるベストプラクティスを共有すべきである。

現在までの取り組み

小形充電式電池のリサイクルについては、2001年に施行された「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、製造メーカーや使用機器メーカー、輸入事業者等が共同して2001年4月にJBRCを設立し、全国のリサイクル協力店、協力自治体、リサイクル協力事業者等に設置された回収拠点から、小形充電式電池を無償で回収し、再資源化を推進している。

今後の見通し

小形充電式電池のリサイクルについては、引き続きJBRCにおける回収・再資源化の取り組みを推進していく。

また、今後、排出が拡大してくるリチウムイオン蓄電池については、安全な二次利用のため、使用済み蓄電池の劣化状況の評価技術等の環境整備が必要となることから、形成される市場の動向等を見極めつつ、再利用とリサイクルを一体として検討していくことが必要である。

83. スマートシティ/グリッド・プロジェクトの実証実験促進(WP-E/#15/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は蓄電池や関連製品の実験場となるスマートシティ/グリッドの実証実験を促進し、その実験に相互の産業が参画できる開かれた環境を整備すべきである。

現在までの取り組み

日本では2010年に横浜市、豊田市、けいはんな学研都市、北九州市の4地域が「次世代エネルギー・社会システム実証事業」の実証地域に選定され、再生可能エネルギーや蓄電池、エネルギーマネジメントシステムを用いた実証実験を実施している。さらに本実証を補完するために、「次世代エネルギー技術実証事業」において、先進的で汎用性の高い実証や気候・地域特性に応じた実証も行っており、2011年より全国7ヶ所で事業を開始した。また、2010年に環境負荷低減に資するICTシステムに係る通信規格に関する実証事業が実施された。グリーンICT分野では、2010年に、ICTの積極的な利活用により、地域における環境負荷軽減のためのICTシステム基盤を確立し、環境にやさしいまちづくりを支援する実証事業を実施した。さらに、2011年においてはBEMSやHEMSの実現に関連するICTの実証実験を行い、地域等への具体的な導入効果の検証を行っている。

今後の見通し

「次世代エネルギー・社会システム実証事業」についてはPV、蓄電池、スマートメーターやHEMS、BEMS、CEMSといったエネルギーマネジメントシステム関連機器の導入を進め、2012年からデマンドレスポンス等の本格的な実証実験を開始する。

「次世代エネルギー技術実証事業」については7ヶ所の実証に加え、新たに地域を募集する。また、地域コミュニティにおけるエネルギー利用の効率化を実現するために必要なスマートグリッドに関する通信規格の検討を開始する。グリーンICT分野では、引き続き、各地域への環境負荷軽減型ICTシステム普及促進に向けた成果の展開を行う。

84. 原材料採取の公正な競争環境の整備(WP-E/#16/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は原材料採取に関わる公正な競争環境を整備しなければならない。この点に関して、EUと日本はOECDやWTOのような国際会議において原材料採取に関する共通の課題を整理し、それぞれが二国間関係及びWTO加盟交渉を含む多国間交渉において原材料採取の明解なルールの普及を促進すべきである。

現在までの取り組み

我が国政府は、OECD貿易委員会において、EUと共同で輸出規制プロジェクトを主導した。当該プロジェクトは、各国の国内政策と輸出規制の関係を分析しており、この課題の整理に資するもの。

また、WTOにおいては、貿易政策検討制度(TPRM)及び各種委員会の活用並びにWTO加盟交渉を通じた透明性の確保に我が国としても協力してきた。

今後の見通し

我が国政府としては、引き続き、OECDやWTOなど国際的な取組みに積極的に参加していきたい。

85. ガバナンスへの積極的なコミットメント(WP-E/#17/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は天然資源に恵まれた国々とパートナーシップを締結しなければならない。EUと日本はそれぞれの開発政策において効果的な天然資源管理及び厳密な予算クライテリアに基づく施行というガバナンスの計画を促進し、具体的にコミットメントを強化することにより資源産出国のガバナンスを改善させるべきである。またインフラ投資と望ましいビジネス環境を喚起する取り組みを促進すべきである。

現在までの取り組み

日本の資源・エネルギーの安定供給の確保を図る為、様々な国際会議や二国間対話を通じて、資源国との総合的な関係強化を積極的に行っている。特に、石油及びガスについては、国際エネルギーフォーラム(IEF)やアジア産消閣僚会合等を通じて産消対話を重ね、産油国及び産ガス国との連携を強化している。至近では、2011年2月にIEF特別閣僚会合(リヤド)、4月にアジア産消閣僚会合(クウェート)、2012年3月にIEF第13回閣僚会合(クウェート)が開催され、経済産業省及び外務省よりハイレベルが出席している。また、レアメタル資源については、各生産国と二国間での協力及び対話等を通じ、連携を進めている。さらに、日本はいくつかの開発途上国において天然資源管理に関する技術協力を実施している。

今後の見通し

2013年にはアジア産消閣僚会合が開催される予定。引き続き、資源生産国との連携を強化する。

86. EITIの支持と履行の促進(WP-E/#18/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は資源産出国が“EITI 原則と基準”を遵守し候補国から遵守国に移行できるように各国政府、産業団体、NGO 等と連携・協力すべきである。

現在までの取り組み

政府は、2009年2月にEITIの支援国となることを決定して以来、2010年1月に東京にて、各国政府・産業界・NGO等の参加のもとで、EITIに焦点を当てた国際セミナー「責任ある資源開発に向けた新たな潮流」を開催するなど積極的にその活動を支援してきた。更に本年度、我が国として初めてEITIマルチドナー信託基金に対する拠出を実施した。また、我が国はG8/G20を通じてEITIの更なる推進を継続的に支援してきている。

今後の見通し

今後も、政府として実施可能な支援内容について検討し、実施国及び今後実施国となるべく準備を進めている国々のEITI活動を積極的に支援していきたい。

87. 紛争影響地域における操業又は資源採取に関わる OECD ガイダンス遵守 (WP-E/#19/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は資源開発が紛争の資金源にならないようにしなくてはならない。サプライチェーンの透明性を高める際には、政府は産業界と協議し過度の負担とならないような実行可能性のあるやり方とプロセスを採用すべきである。紛争及び高リスク地域からの鉱物についての責任あるサプライチェーンに関する OECD ガイダンスは良い指針となる。

現在までの取り組み

2011 年 5 月 25 日の第 50 回 OECD 閣僚理事会の際に採択された本件ガイダンスに関しては、我が国政府は作成過程から参加し、我が国産業界も意見をインプットしてきた。ガイダンス作成後は、業界に対し説明会を開催するとともに、ガイダンス概要の日本語概要を経済産業省で作成し、要望に応じて提供している。

現在は、OECD 事務局の支援の下、本件ガイダンスの金の補足書作成のためのワーキング・グループ、及び、本件ガイダンスの実施に関する ICGLR-OECD-UN GoE のマルチ・ステークホルダー・フォーラムが活動中であり、我が国政府も右2つの会合のメンバーである。

【注】

・ICGLR(アフリカ大湖地域会議) : International Conference on the Great Lakes Region

・UN GoE(コンゴ民に関する国連専門家グループ) : UN Group of Experts on the Democratic Republic of the Congo

今後の見通し

BRT 側の 3 つの指摘については、我が国としても今度とも取り組んでいくべき課題と認識しており、EU 及び関連諸国と協調していきたい。我が国政府としては、今後、産業界と協議しつつ、OECD ガイダンスの普及・広報に取り組んでいく予定。また、現在、前述の ICGLR-OECD-UN GoE のマルチ・ステークホルダー・フォーラムにおいて、OECD ガイダンスと紛争鉱物に関連する他の国際的文書との整合性に関する議論が行われており、我が国としても積極的に議論に参加していく予定。

88. 商品価格の変動を最小限に抑える取り組みを推進(WP-E/#20/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と EU は商品市場価格の必要以上の変動を抑え、国際的な議論の場において共通課題を適宜洗い出す努力をすべきである。

現在までの取り組み

国際エネルギーフォーラム(IEF)、アジア産消閣僚会合及び G20 等の国際会議において、化石燃料の価格変動について議論を重ねている。2011 年 2 月に開催された IEF 特別閣僚会合においては、日本政府から①過度な原油価格の乱高下は、エネルギー市場のみならず、世界経済に対して大きな悪影響を及ぼすことから、産消国双方がその抑制に努力すべき②原油価格の乱高下の対策として、需給状況の改善及び需給に関する共通認識を醸成するとともに、統計資料の整備等が必要であることを主張した。また、日本政府は、証券監督者国際機構(IOSCO)において、商品デリバティブ市場が本来有する価格発見及びヘッジの機能を確実に発揮させ、更に過度な商品市場価格の変動を抑えるための方策である「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」の策定に参画した。

今後の見通し

引き続き、様々な国際会議の場を通じて化石燃料の価格安定化に向けた対応を継続する。また、我々は、証券監督者国際機構(IOSCO)において、2012 年末までに取りまとめられる、「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」の実施に関する報告書の策定に参画する。

89. リサイクルと代替製品の研究開発を支援(WP-E/#21/EJ to EJ)

BRT の提言

日本と EU は、研究開発、産業政策、国際協力また不可欠な原材料の代替化を目指す研究促進を通じて、先進国における重要な原材料のリサイクルを奨励すべきである。

現在までの取り組み

中国によるレアアースの輸出枠大幅削減等をきっかけに、レアメタル等の原材料の確保するために、欧州等の消費国間協力が進んでいる。

特に、2011年10月4～5日にワシントンで日EU米3極R&Dワークショップを開催。この中で、消費国が協力し、代替材料や使用量低減技術開発やリサイクルに取り組むことの重要性について、認識を共有した。

今後の見通し

2012年春に第2回の日米欧3極R&Dワークショップを開催し、リサイクルをテーマの一つとして取り上げる予定。

90. 国際的に公平で実効性のある新しい枠組みの構築(WP-E/#22/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は全ての主要排出国が参加して相応のCO₂排出の安定化と削減の義務と責任を負うポスト京都枠組みを構築すべきである。

現在までの取り組み

我が国は、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築する新しい一つの包括的な法的文書の早急な採択という最終目標を目指し、積極的に交渉に貢献してきている。国連気候変動枠組条約の下での交渉、EUを含む多数の国及び機関との頻繁な二国間会談や各種国際会議の場等を通じて、各国に対して様々なレベルで働きかけを行い、次期枠組みの早急な構築を促してきた他、「気候変動に関する包括的な枠組みに向けた道筋」を提案し、COP17においては、将来の枠組みを議論するための新たな作業部会の設置を提案するなど、モメンタムの醸成に大いに貢献した。右はCOP17の成果の一つとして「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」の立ち上げに繋がった。

今後の見通し

COP17にて合意された、将来枠組みについて検討をする新しいプロセスである「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、可能な限り早く、遅くとも2015年中に作業を終えて、すべての国に適用される議定書、法的文書または法的効力を有する合意成果を2020年から発効させ、実行に移すべく、国連気候変動枠組条約の下での交渉、各種国際会議、二国間協議等のあらゆる機会を通じて、引き続き積極的に交渉に貢献していく。

91. 公平且つ透明な手続きによる CO2 排出削減目標の設定(WP-E/#23/EJ to EJ)

BRT の提言

EUと日本は国家目標を設定する際に、国際的公平性、実現可能性、国民負担の妥当性を考慮しなければならない。このような目標を設定する際には透明性の高いかたちでステークホルダーに開かれた議論を行うべきである。

現在までの取り組み

2011年10月より、エネルギー・環境会議において、日本再生の戦略の一環として、エネルギー環境戦略のみならず、地球温暖化対策の国内対策も検討することとされた。その後、同年12月、2012年春の革新的エネルギー・環境戦略に関する選択肢提示に向けた基本方針を決定した。

今後の見通し

2011年12月にエネルギー・環境会議が定めた基本方針に基づき、原子力委員会、総合資源エネルギー調査会及び中央環境審議会等の関係会議体は、2012年春を目途に、原子力政策、エネルギーミックス及び温暖化対策の選択肢の原案を策定する。

これらを踏まえ、エネルギー・環境会議は、原案をとりまとめ、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択肢を統一的に提示する。

選択肢の提示などを通じて国民的な議論を進め、2012年夏を目途に戦略をまとめる。

92. 環境にやさしい技術の移転促進 (WP-E/#24/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は、開発途上国が先端技術をスムーズに吸収できるように開発途上国の人材開発とインフラ開発を支援しなければならない。EU と日本は、商業ベースの技術移転を促進するために、技術移転先国における知的財産権保護の徹底に向けて適切な規制の枠組みと施行手段を支援すべきである。

現在までの取り組み

・経済産業省は開発途上国からの研修生に対し研修を実施した。開発途上の国々より技術者と管理者を研修生として日本に招いての技術研修を行った。研修生が各分野でのスキルや技術を習得できるよう、民間企業による実践的なトレーニングを含めた研修を行った。2010 年は開発途上国からのおよそ 3000 名の研修生に向け研修を実施した。

・日本国特許庁は独立行政法人日本国際協力機構(JICA)や WIPO ジャパン・トラスト・ファンド等のスキームを通じて、アジア・太平洋地域及びアフリカ地域の開発途上国における知的財産制度の向上、人材育成支援、普及啓蒙等の各種活動に貢献した。同地域の開発途上国から、年間約 200 名の研修生を日本に招聘し、審査実務、エンフォースメント、知財庁の情報化等のテーマで研修を実施した。

・また、約 20 名の日本人専門家を同地域開発途上国へ知的財産分野における産学連携やエンフォースメント等をテーマとしたセミナーやワークショップの講師として派遣するなど、知的財産権の活用、保護強化のための人材育成等を積極的に行った。

今後の見通し

・経済産業省と民間企業の協力の下、開発途上国の技術者と管理者に対する研修は 2011 年以降も継続して実施の予定。

・日本国特許庁は、引き続き開発途上国における知的財産制度の向上等を目的として、取り組みを行う予定であり、2012 年第 1 四半期にアジア・太平洋地域及びアフリカ地域の開発途上国知財庁職員を対象とした知財戦略策定ならびにマドプロ加盟促進に関するワークショップをそれぞれ日本で開催する予定。また、知財分野における審査実務等の専門的内容をテーマとした招聘研修や開発途上国での知財分野でのセミナーやワークショップも引き続き積極的に行う予定。

93. 省エネ技術及びプロセスの採用促進に向けたインセンティブと法規制の継続的改善 (WP-E/#25/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は、エネルギーの効率利用(エネルギー効率及び省エネ)を促進するために法規制とインセンティブを継続して改善しなければならない。家屋の建築時と断熱性に関わる基準の制定は CO₂ 排出の大幅削減達成に大きく貢献する。日本と EU はエコ表示のベストプラクティスを共有すべきである。

現在までの取り組み

我が国の省エネルギー政策体系は、「産業部門」「民生(業務・家庭)部門」「運輸部門」に大別され、各部門において、省エネ法による規制措置と、予算、税制等を用いた支援措置の両面による対策を実施してきた。また、省エネ法においては、住宅・建築物の断熱性能及び設備に係るエネルギーの効率的利用を規定しており、これまで段階的に基準を強化してきているところ。

今後の見通し

東日本大震災による原発事故を経験した我が国は、エネルギー政策において、安全性の更なる向上と、国民の安心と信頼の確保を前提に、新たな挑戦に取り組んでいる。日本の中長期的なエネルギー構成のあり方について、2012 年の夏を目途に新しい戦略と計画を打ち出し、大胆なエネルギーシフトを目指す。需要面では、ピーク時の電力需要の抑制を促すとともに、建物や建材などの省エネ基準を見直すなど、省エネ法を一段と強化する。

94. 温室効果ガスの排出削減に向けた長期的・革新的な研究開発プロジェクト協力 (WP-E/#26/EJ to EJ)

BRT の提言

EU と日本は温室効果ガス削減に向けた革新的な技術開発に関し、産業界、学界、政府間の共同研究開発活動で協力しなければならない。また EU と日本は、双方の産業界が双方の非競争分野且つ政府援助による研究開発プロジェクトへの参加を認めるべきである。なぜなら高度な革新技術は基礎研究から開発・実用化・普及までに長い期間と費用を要するからである。

現在までの取り組み

2011 年 3 月に経済産業省、欧州委員会研究総局との間で日 EU エネルギー技術開発研究協力に関する事務レベル会合を開催した。同会合において、日 EU 双方の政府、研究機関及び企業等から専門家が参加し、太陽光発電、蓄電、二酸化炭素回収・貯留(CCS)分野等について、今後の研究開発協力について議論を行った。

今後の見通し

引き続き、経済産業省、NEDO、欧州委員会研究総局の間で行う日EUエネルギー研究開発協力に関する事務レベル会合や専門家会合等を通じて、国際的な官民連携を促進する。

(別添)

税制関連提案について

税制改正については、毎年の税制改正プロセスにおいて、各省庁から税務当局に出された要望・意見について、経済情勢や財政事情等を勘案しつつ、政府の税制調査会等の議論を踏まえ決定されるものであり、BRTのご提案を含め各層の意見等については、各省庁が税制改正要望を作成する際に、参考とされ、毎年の税制改正に反映されてきたところ。

第13回日EU・BRT本会合の提言においては、

○ワーキング・パーティA

- 7. 基準・製品認証の整合化と相互認証：可能な限りの国際基準受け入れ
- (7)自動車
- 9. 外国直接投資の促進
- (1)課税繰り延べ制度

○ワーキング・パーティC

- 43. 民間部門でのイノベーションを推進させるインセンティブ
- (3)研究開発に対する税額控除

○ワーキング・パーティD

- 65. 日EUに向けた税制関連の提言
- (2)企業会計
- (3)透明かつ公正な税制
- (4)投資資本参加免税制度の導入
- 68. 日本に向けた税制関連の提言
- (1)移転価格税制の見直し
- (2)法人税引き下げ
- (3)老後のための資産運用及び医療・介護・年金分野の民間保険への税制支援

の各項目において税制関連提案がなされているが、適当と考えられる要望については、ビジネス環境改善の観点からの提案として参考とさせていただきたい。